

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

6.1 環境影響評価の項目の選定

6.1.1 環境影響評価の項目

対象事業実施区域に係る環境影響評価の項目の選定に当たり、第2章及び第3章から本事業の事業特性及び地域特性を抽出した結果は、第6.1-1表及び第6.1-2表のとおりである。

また、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）（以下「発電所アセス省令」という。）第21条第1項第5号に定める「風力発電所 別表第5 備考第2号」に掲げる一般的な事業の内容と本事業の内容との相違について比較整理した結果は、第6.1-3表のとおりである。

上記の整理結果に基づき、一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う影響要因について、「発電所アセス省令」の別表第5においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、「発電所アセス省令」第21条の規定に基づき、第6.1-4表のとおり本事業に係る環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目の選定にあたっては、「発電所アセス省令」等について解説された「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、平成29年）（以下「発電所アセスの手引」という。）を参考にした。

第6.1-1表 本事業の事業特性

影響要因の区分	事業の特性
工事の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 工事に資機材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。・ 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。・ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
土地又は工作物の存在及び供用	<ul style="list-style-type: none">・ 地形改変及び施設の有存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。・ 施設の稼働として、風力発電の運転を行う。

第 6.1-2 表(1) 主な地域特性

環境要素の 区 分	主な地域特性
大気環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米子特別地域気象観測所における平成 28 年の気象概況は、平均気温は 16.1℃、年間降水量は 1,843.0mm、平均風速は 2.7m/s である。茶屋地域気象観測所における平成 28 年の気象概況は、平均気温は 12.1℃、年間降水量は 2,008.5mm、平均風速は 1.4m/s である。江尾地域雨量観測所における平成 28 年の年間降水量は 1,579.0mm である。 ・ 対象事業実施区域の近傍の一般環境大気測定局(米子)及び自動車排出ガス測定局(米子)においては、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素および微小粒子状物質は環境基準を達成しているが、光化学オキシダントは環境基準を達成していない ・ 対象事業実施区域の周囲における自動車騒音の面的評価は、平成 21～28 年度に計 36 区間で行われており、全区間で基準値以下となっている。 ・ 風力発電機の設置予定範囲から最寄りの住宅等までの距離は約 0.6km、配慮が必要な施設までの距離は約 1.0km である。
水環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域及びその周囲においては、一級河川の日野川及び支川の野上川をはじめ複数の河川が分布する。 ・ 対象事業実施区域の周囲の河川において、日野川（溝口、武庫及び下榎）、法勝寺川（法勝寺）及び板井原川（高尾）の地点で水質測定が実施されており、平成 28 年度の生活環境項目の水質測定結果は、測定項目のうち大腸菌群数について環境基準値の超過がみられた。 ・ 対象事業実施区域及びその周囲においては、平成 23～27 年度に計 6 か所の井戸について概況調査が実施されており、測定項目は全て環境基準を下回っている。
その他 の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域は主に褐色森林土壌、乾性褐色森林土壌、褐色森林土壌（黄褐色）及び乾性褐色森林土壌（黄褐色）からなっている。 ・ 対象事業実施区域の表層地質は、主に深成岩の花崗岩質岩石からなっている。 ・ 対象事業実施区域の周囲において、重要な地質として「金華山（凝灰角礫岩）」が存在している。 ・ 対象事業実施区域及びその周囲の大半は森林地域または農業地域である。

第 6.1-2 表 (2) 主な地域特性

環境要素の 区 分	主な地域特性
動 物 植 物 生 態 系	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の重要な種は、哺乳類 11 種、鳥類 70 種、爬虫類 3 種、両生類 10 種、昆虫類 96 種、魚類 21 種及び底生動物 5 種の合計 216 種が確認されている。 ・対象事業実施区域の環境類型は主に二次林、植林地、草原・伐採跡地等であり、南部にわずかに自然林が分布する。 ・植物の重要な種は、65 科 191 種が確認されている。 ・対象事業実施区域及びその周囲における重要な自然環境のまとまりの場として、自然植生、自然公園、保安林、鳥獣保護区、特定植物群落、鳥取県自然環境保全地域及びまとまりのある天然記念物（植物）が存在している。
景 観 人と自然と の触れ合い の活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点は、「とっとり花回廊」、「道の駅奥大山」、「古峠山」等がある。 ・対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場としては、「とっとり花回廊」、「古峠山」、「鶉の池公園」等が挙げられる。
廃 棄 物 等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度において、鳥取県内では産業廃棄物が約 525 千トン発生し、このうち約 22 千トンが最終処分されている。 ・対象事業実施区域から 50km の範囲に、産業廃棄物の中間処理施設が 130 か所、最終処分場が 15 か所存在している。
放射線の量	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周囲における、平成 28 年度の空間放射線量率（$\mu\text{Sv/h}$）の年平均は、南部町法勝寺庁舎で $0.055\mu\text{Sv/h}$、日野振興センターで $0.057\mu\text{Sv/h}$ である。

第 6.1-3 表 一般的な事業と本事業の内容との比較

影響要因の区分	一般的な事業の内容	本事業の内容	比較の結果	
工事の実施	工事用資材等の搬出入	工事用資機材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。	工事用資機材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。	一般的な事業の内容に該当する。
	建設機械の稼働	建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。	建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。	一般的な事業の内容に該当する。
	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。	造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。	一般的な事業の内容に該当する。
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の有存在	地形改変及び施設の有存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。	地形改変及び施設の有存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。	一般的な事業の内容に該当する。
	施設の稼働	施設の稼働として、風力発電の運転を行う。	施設の稼働として、風力発電の運転を行う。	一般的な事業の内容に該当する。

第 6.1-4 表 環境影響評価の項目の選定

影 響 要 因 の 区 分				工 事 の 実 施			土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用	
				工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働
環 境 要 素 の 区 分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			
			粉じん等	○	○			
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○
			低周波音（超低周波音を含む。）					○
		振動	振動	○				
	水環境	水質	水の濁り			○		
		底質	有害物質					
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					
その他		風車の影					○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）				○	○	
		海域に生息する動物						
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）				○	○	
		海域に生育する植物						
生態系	地域を特徴づける生態系				○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○			○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				○		
		残土				○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量						

- 注：1. は、「発電所アセス省令」第 21 条第 1 項第 5 号に定める「風力発電所 別表第 5」に示す参考項目であり、 は、同省令第 26 条の 2 第 1 項に定める「別表第 11」に示す放射性物質に係る参考項目である。
2. 「○」は、対象事業実施区域に係る環境影響評価の項目として選定した項目を示す。

6.1.2 選定の理由

環境影響評価の項目として選定する理由は、第 6.1-5 表のとおりである。

また、参考項目のうち環境影響評価の項目として選定しない理由は、第 6.1-6 表のとおりであり、「発電所アセス省令」第 21 条第 4 項に規定する参考項目として選定しない場合の考え方のうち、第 1 号、第 2 号又は第 3 号のいずれの理由に該当するかを示した。

第 6.1-5 表(1) 環境影響評価の項目として選定する理由

項 目				環境影響評価項目として選定する理由
環境要素の区分		影響要因の区分		
大気環境	大気質	窒素酸化物	工事中資材等の搬出入	工事関係車両の主要な走行ルートに沿道に住宅等が存在することから、選定する。
			建設機械の稼働	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在することから、選定する。
		粉じん等	工事中資材等の搬出入	工事関係車両の主要な走行ルートに沿道に住宅等が存在することから、選定する。
			建設機械の稼働	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在することから、選定する。
	騒音及び超低周波音	騒音	工事中資材等の搬出入	工事関係車両の主要な走行ルートに沿道に住宅等が存在することから、選定する。
			建設機械の稼働	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在することから、選定する。
			施設の稼働	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在することから、選定する。
		低周波音(超低周波音を含む。)	施設の稼働	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在することから、選定する。
振動	振動	工事中資材等の搬出入	工事関係車両の主要な走行ルートに沿道に住宅等が存在することから、選定する。	
水環境	水質	水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工時に雨水排水があることから、選定する。
その他環境	その他	風車の影	施設の稼働	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在することから、選定する。
動物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工により、改変区域及びその周囲に生息する陸生動物及び水生動物に影響が生じる可能性があることから、選定する。	
		地形改変及び施設の存在、施設の稼働	地形改変及び施設の存在、並びに施設の稼働により、改変区域及びその周囲に生息する陸生動物及び水生動物に影響が生じる可能性があることから、選定する。	
植物	重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工により、改変区域及びその周囲に生育する陸生植物及び水生植物に影響が生じる可能性があることから、選定する。	
		地形改変及び施設の存在	地形改変及び施設の存在により、改変区域及びその周囲に生育する陸生植物及び水生植物に影響が生じる可能性があることから、選定する。	
生態系	地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工により、改変区域及びその周囲の生態系に影響が生じる可能性があることから、選定する。	
		地形改変及び施設の存在、施設の稼働	地形改変及び施設の存在、並びに施設の稼働により、改変区域及びその周囲の生態系に影響が生じる可能性があることから、選定する。	

第 6.1-5 表(2) 環境影響評価の項目として選定する理由

項 目			環境影響評価項目として選定する理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
景 観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	地形改変及び施設の存在により、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に変化が生じる可能性があることから、選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	工事関係車両の主要な走行ルートが、主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートに該当することから、選定する。
		地形改変及び施設の存在	対象事業実施区域の周囲に主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在することから、選定する。
廃棄物等	産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工に伴い産業廃棄物が発生するため、選定する。
	残 土	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工に伴い残土が発生する可能性があるため、選定する。

第 6.1-6 表(1) 環境影響評価の項目として選定しない理由

項 目				環境影響評価項目として選定しない理由	根拠
環境要素の区分		影響要因の区分			
大気環境	振 動	振 動	建設機械の稼働	<p>工事において、特に大きな振動を発生するような工法を採用しない。</p> <p>また、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年）に記載される主な工種より基準点振動レベルを仮定して、風力発電機の設置予定範囲より約 0.6km 離れた住宅等が存在する地点における振動レベルを算出した結果、10%の人が感じる振動レベルとされる 55 デシベルを十分に下回る（約 0.6km 離れた地点において、1 デシベル未満である。）。</p> <p>なお、対象事業実施区域のうち風力発電機の設置対象外となる既存道路部においては、道路の拡幅工事等が必要となる箇所は一部に限られ、工事も短期間かつ小規模であり、上記技術手法に基づく振動レベルの試算結果からも振動の影響は極めて小さいものと考えられる。</p> <p>以上より、選定しない。</p>	第1号
水環境	水 質	水 の 濁 り	建設機械の稼働	<p>しゅんせつ工事等、河川水域における直接改変を行わず、水底の底質の攪乱による水の濁りの発生が想定されないことから、選定しない。</p>	第1号
	底 質	有 害 物 質	建設機械の稼働	<p>水域への工作物等の設置及びしゅんせつ等の水底の改変を伴う工事を行わず、水底の底質の攪乱が想定されないことから、選定しない。なお、対象事業実施区域は土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に該当せず、有害物質の拡散が想定されない。</p> <p>以上より、選定しない。</p>	第1号
その他環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	<p>対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の典型地形」（（財）日本地図センター、平成 11 年）や「日本の地形レッドデータブック第 1 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12 年）に記載される、学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質が存在しないことから、選定しない。</p>	第1号
動物		海域に生息する動物	造成等の施工による一時的な影響	<p>海域におけるしゅんせつ工事は行わない。また、海域は対象事業実施区域及びその周囲に存在しない。以上より、選定しない。</p>	第1号
			地形改変及び施設の存在	<p>海域における地形改変は行わないことから、選定しない。</p>	第1号
植物		海域に生育する植物	造成等の施工による一時的な影響	<p>海域におけるしゅんせつ工事は行わない。また、海域は対象事業実施区域及びその周囲に存在しない。以上より、選定しない。</p>	第1号
			地形改変及び施設の存在	<p>海域における地形改変は行わないことから、選定しない。</p>	第1号

第 6.1-6 表 (2) 環境影響評価の項目として選定しない理由

項 目		影響要因の区分	環境影響評価項目として選定しない理由	根拠
環境要素の区分				
放射線の量	放射線の量	工事用資材等の搬出入	対象事業実施区域及びその周囲においては、空間線量率の高い地域は確認されておらず、放射能で汚染された廃棄物の県内への持込みもない。以上より、放射性物質が相当程度拡散または流出するおそれがないことから、選定しない。	第1号
		建設機械の稼働	対象事業実施区域及びその周囲においては、空間線量率の高い地域は確認されておらず、放射能で汚染された廃棄物の県内への持込みもない。以上より、放射性物質が相当程度拡散または流出するおそれがないことから、選定しない。	第1号
		造成等の施工による一時的な影響	対象事業実施区域及びその周囲においては、空間線量率の高い地域は確認されておらず、放射能で汚染された廃棄物の県内への持込みもない。以上より、放射性物質が相当程度拡散または流出するおそれがないことから、選定しない。	第1号

注：「発電所アセス省令」第 21 条第 4 項では、以下の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、必要に応じ参考項目を選定しないことができると定められている。

第1号：参考項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

第2号：対象事業実施区域又はその周囲に参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

第3号：特定対象事業特性及び特定対象地域特性の観点からの類似性が認められる類似の事例により影響の程度が明らかな場合

6.2 調査、予測及び評価の手法の選定

6.2.1 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の項目として選定した項目に係る調査、予測及び評価の手法は、第 6.2-2 表のとおりである。

6.2.2 選定の理由

調査、予測及び評価の手法は、一般的な事業の内容と本事業の内容との相違を把握した上で、「発電所アセス省令」第 23 条第 1 項第 5 号「風力発電所 別表第 10」に掲げる参考手法を勘案しつつ、「発電所アセス省令」第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、必要に応じて簡略化された手法又は詳細な手法を選定する。

なお、調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、「発電所アセスの手引」を参考にした。

6.2.3 専門家等からの意見の概要

調査、予測及び評価の手法について、専門家等からの意見聴取を実施した。専門家等からの意見の概要及び事業者の対応は第 6.2-1 表のとおりである。

第 6.2-1 表(1) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応（専門家等 A）

専門分野	専門家等からの意見の概要		事業者の対応
動物（哺乳類・両生類・爬虫類・魚類等）	動物の調査時期、調査、予測及び評価手法等	【所属：大学教員】 意見聴取日：平成 30 年 1 月 31 日 ・調査手法や時期、地点など、基本的には大きな問題はないだろう。 ・モモンガやヤマネが生息している可能性が考えられる。巣箱設置を行い、生息状況を確認するとよいだろう。秋に設置し、春に利用状況等を調べるとよい。 ・オオサンショウウオについて、基本的には環境 DNA による調査でよいだろう。また、環境 DNA 解析するのであれば、オオサンショウウオだけでなくカワネズミ等その他の種も解析するとよいだろう。 ・コウモリ類については、トンネルや炭鉱跡等、人工洞窟が近くにある場合は確認した方がよいだろう。また、コウモリ類が利用している場合は、利用の季節変動なども把握するのがよいだろう。 ・取り付け道路を付ける際、現地調査結果を踏まえ、河川に影響が出にくいルートをつけるなど、配慮が必要になるだろう。	調査、予測及び評価手法等は左記の内容を踏まえ実施することとした。

第 6.2-1 表(2) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応（専門家等 B）

専門分野	専門家等からの意見の概要		事業者の対応
動物（哺乳類（コウモリ））	動物の調査時期、調査、予測及び評価手法等	<p>【所属：大学教員】 意見聴取日：平成 30 年 1 月 16 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業地周辺はあまり情報がない場所であるが、おそらくブレードに衝突するリスクがある種（ヒナコウモリやヤマコウモリ、ユビナガコウモリ等）も生息していると考えられる。 ・音声モニタリング調査については、通年で実施し、利用状況を把握することが望ましい。期間は概ね 4 月～11 月頃まで調査することが望ましい。 ・音声モニタリング調査は、風況観測塔に設置するなど、より高々度のコウモリ類の生息状況を把握することが望ましいが、調査時に風況観測塔が設置されていない場合は、樹高棒などを用いて樹冠より上空を飛行するコウモリ類を観測する手法で代用することでもよいだろう。 ・音声モニタリング調査の地点はなるべく尾根上に設置し、風車設置予定位置を含め、複数地点設定すること。 ・捕獲調査については、6 月～10 月まで毎月 1 回実施することが望ましい。6 月は妊娠個体が捕獲される可能性があり近隣で繁殖しているかを把握できる可能性があり、7 月～8 月は子どもが飛び出す時期であり捕獲効率があがる時期である。 ・夜間の任意調査は、音声解析可能な機種を用いて実施する必要がある。 ・音声データは種の判別までは現時点では困難であるため、周波数帯や波形でグループ化し、グループごとの確認状況を解析すればよいだろう。 	調査、予測及び評価手法等は左記の内容を踏まえ実施することとした。

第 6.2-1 表(3) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応（専門家等 C）

専門分野	専門家等からの意見の概要		事業者の対応
動物（鳥類・昆虫類）	動物の調査時期、調査、予測及び評価手法等	<p>【所属：大学教授】 意見聴取日：平成 30 年 1 月 22 日</p> <p><対象事業実施区域及びその周辺の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クマタカは生息していると考えられる。クマタカの生息状況を明らかにできるよう調査を実施されたい。 ・イヌワシについては、離れた場所に生息しているペアがいる。法仏山や毛無山にも飛来した情報はあるものの対象事業実施区域に飛来してくる頻度は低いと思われる。 ・対象事業実施区域及びその周辺はあまり調査がなされておらず、情報がない場所である。 ・オオサンショウウオは生息しているエリアである。調査時には留意されたい。 ・山陰の方では湿地環境があまりないため、シギ・チドリの飛来数は多くない。 <p><調査方法等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・猛禽類の調査期間は、クマタカの生息がメインターゲットになると考えられることから、調査期間は通年とし、必要に応じて追加調査するなどの対応としてはどうか。 ・昆虫類の調査時期について、春は 5 月中旬～下旬、夏は 7 月中旬～8 月、秋は 9 月～10 月頃がよいのではないか。 ・昆虫類に関しては、風力発電機が設置されても大きな影響が起きることは考えにくい。重要な種の生息環境がある場所は、管理道をつける際に留意することで影響低減をはかれるのではないかと考える。 ・クモ類についても、レッドデータブックに出現する種類は調査対象としてはどうか。昆虫類の任意調査やベイトトラップ調査時にあわせて確認するようにしてほしい。 	調査、予測及び評価手法等は左記の内容を踏まえ実施することとした。

第 6.2-1 表 (4) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応 (専門家等 D)

専門分野	専門家等からの意見の概要	事業者の対応
動物 (オオサンショウウオ等)	<p>動物の調査時期、調査、予測及び評価手法等</p> <p>【所属：研究機関職員】 意見聴取日：平成 30 年 1 月 27 日</p> <p><オオサンショウウオの生態等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間部に入る支流などの小さな流れの所では、川幅が 50cm くらいの所でも生息していたりすることもある。 ・標高が 600m 以上になるとあまり生息しないということも言われているが、600m 以上でも 1m 以上の川幅があるような所では生息している可能性はある。 ・自然河川だけでなく、コンクリ 3 面張りの所でも河床に土砂が堆積している所ではその下がえぐれて隠れ場所ができて生息している情報もある。集落内にあるこのような場所でも産卵している所もある。 ・繁殖期は 8 月下旬～9 月中旬である。8 月に入ると産卵のため、上流にのぼっていき、支川に入るなど細い流れの所にも入っていく。 ・水温が 15～17℃くらいになる 5 月中旬頃または 10 月中旬頃はよく動く時期。特に 5 月中旬頃は、夜に隠れ場所から出てきて待ち伏せ型の捕食行動をしている個体がよく見つかる。そのほか産卵期が終わって 1 ヶ月ほどたった 10 月中旬頃も、よく個体が出てくる時期であるので、調査をするならこの時期におこなうのがよい。 ・兵庫県で 250m 区間に生息するオオサンショウウオを 7 日間夜通し調査した結果、35 個体を識別して、その約 50%が週に 1 夜しか出現しないことが明らかとなった。平均すると 3 日に一度の出現率になるため、踏査を実施する場合には、最低 3 日連続で実施しないと生息状況は把握できないと思われる。また、個体は一晩中でていないわけではないため、踏査の後で出現したり、踏査の前に隠れ場所に帰ってしまうことも考えられる。このことから、踏査により生息状況を確認するのはかなり難しいというのが分かるだろう。 ・出現する時間は、20 時 (日没後 1～2 時間後)～22 時にピークがある。その後 2 時くらいまでは確認個体数は比較的多い状態で推移する。 ・よく出る条件としては、小雨が降った後などの少し増水した状態で、水がやや濁るくらいの状態だと思われる。 ・踏査のほか、カニカゴに餌 (魚のあら) を入れ設置しておくとする。カニカゴ設置については、漁協さんには話をしておく必要があるだろう。あまり長時間ワナを放置すると、オオサンショウウオが入っている場合に呼吸ができなくておぼれてしまうので、昼間や夕方にしかけて、数時間から半日くらいまでに回収する必要がある。 ・産卵床がどんな環境で作られるかはあまり分かっていないが、経験的には本流から支流に入って数十メートルくらいの箇所で作られている場合が多い。ただ、そのほかの条件でも見つかることはある。産卵床を探すのは非常に難しい。 ・オオサンショウウオは寿命が分かっていないが、江戸時代にシーボルトが日本から持ち帰った成体が 51 年間生存したため、80～100 年は生きると考えられる。また、餌の量で成長率が大きく変わるため、野生個体の年齢は基本的に不明で、幼生が大きくなるまでの年数などもまだ分かっていない。小さな個体を確認されないため、まだまだ生態的に不明なことが多い動物である。 <p><調査方法等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業では河川は改変しないとのことなので、踏査を実施して、ピンポイントの生息情報まで把握するような調査はしなくてもよいかもしれない。環境 DNA による調査で、どこの川で生息しているのかの情報を把握する方針でよいと考える。 	<p>調査、予測及び評価手法等は左記の内容を踏まえ実施することとした。</p>

(表は次ページへ続く)

(表は前ページの続き)

	<ul style="list-style-type: none">・環境 DNA 調査は、まだどの程度検出力があるのか研究がなされていない段階である。いたということの信憑性はあるが、いないという結果は、どれくらいの確率でいないといえるのか現時点では判断できず、たまたま環境 DNA が拾えなかった可能性も考えられる。そのことも踏まえ、1 回の調査ではなく、よく個体が動く季節に複数回実施するのがよいだろう。複数回実施して検出されなければいけない可能性が比較的高いと考えてよいのではないか。・環境 DNA の採水時期は、よく動く時期がよいと思う。一年間でもっとも動く時期が 5 月中旬から下旬頃で、次は 10 月中旬から下旬頃。このなかで複数回実施するのがよいだろう。・環境 DNA の調査地点については、細かめに地点配置（少なくとも各支流で設置）されるのがよいと考える。工事に関係しそうな川に地点を配置されるのがよいだろう。・環境 DNA 調査の結果で生息しているとされた河川のうち、生息河川の近くで改変するなど影響が及びそうな場合は踏査を行いピンポイントでの生息状況を把握し、生息している所は、個体を影響が及ばない場所（工事箇所から 1~2km の範囲内で、個体自身が自分で帰ってこられる範囲内）に移動させるなどの対策をとるようにしてほしい。また、もし仮に護岸改修等、工事で川をさわる場合がある場合も同様の対応をとられたい。工事時には個体が出てくる可能性があることを業者に伝え、個体発見時には速やかに対応できるよう事前に対応方法を考えておく。・近くの河川で個体が発見されている場合は、一般的にどの河川でも見つかってもおかしくないと考えられる。 <p><影響要因や対策等></p> <ul style="list-style-type: none">・影響が考えられる要因としては、工事実施時の濁水や土砂流出だろう。特にシルトが河床表面を覆うほど流れ出るとオオサンショウウオだけでなく水生生物に大きな影響が及ぶと考えられるので、十分に対策を講じてほしい。・工事が終了したあとも裸地や砂利敷きの箇所は発生すると思われるので、沈砂池もそのまま置いておくなど、濁水流出防止策を講じておいて欲しい。	
--	---	--

第 6.2-1 表(5) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応（専門家等 E）

専門分野	専門家等からの意見の概要	事業者の対応
動物（魚類）	<p>動物の調査時期、調査、予測及び評価手法等</p> <p>【所属：元博物館職員】 意見聴取日：平成 30 年 1 月 22 日</p> <p><対象事業実施区域及びその周辺の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査データとしては、日野川本流は河川水辺の国勢調査が、東側支川はデータがある可能性があるが、西側支川はないだろう。 ・ゴギは東限は日野川である。イワナ属についてはゴギの可能性が高い地域である。ただし、対象事業実施区域周辺ではあまりゴギを見たことはない。 ・野上川は県管理で、魚類調査データはある。ポイントはそんなに多くないが、データはあるだろう。 ・重要種はアカザ（日野川本流）、オヤニラミ（日野川本流）、スナヤツメ（日野川本流）が考えられる。そのほかの種としてカジカの仲間、サケ科の仲間（イワナ、ヤマメ、ゴギ）が考えられる。 ・サケもサクラマスもサツキマスも大殿地区くらいまでしか遡上してこない。 <p><工事時の配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事により土砂が流れていくのが懸念されるので、工事中の土砂流出対策や濁水対策はしっかり行って欲しい。沈砂池を適切に設置するなど対策できれば、魚類には大きな影響は出ないものと考えられる。 ・上流部はサケ科魚類（イワナやヤマメ）、カジカ、あとはタカハヤやカワムツなどが生息していると思われる。重要種ではないし、ここにしかいない魚類もいないため、対策を講じることで大きな問題は生じないものと考えられる。 <p><調査方法等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査時期は春 1 回でよいだろう。5 月前後に実施するのがよい。サケ科魚類が瀬に降りてきやすい時期である。 ・対象事業実施区域及びその周辺は、移動する魚類（海産魚や遡上魚など）がほとんどいない場所であるため、春の 1 季で魚類相を確認できると考えられる。 ・コイ科魚類の婚姻色がでるのが夏～秋にかけてであるが、平地のコイ科魚類がいる場所でもないため、この時期の調査も不要であろう。 ・調査地点は問題ないだろう。 	<p>調査、予測及び評価手法等は左記の内容を踏まえ実施することとした。</p>

第 6.2-1 表 (6) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応 (専門家等 F)

専門分野	専門家等からの意見の概要		事業者の対応
植物・植生	動物の調査時期、調査、予測及び評価手法等	<p>【所属：大学教授】 意見聴取日：平成 30 年 1 月 22 日</p> <p><対象事業実施区域及びその周辺の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は広いスギ・ヒノキ植林である。かなり人手の加わった状況と思われる。 ・スギ林の林床には、ランの仲間やヤマシャクヤクの仲間が生育している可能性がある。 ・既存植生図でアカマツ林となっているところは、松枯れ被害を受けてシイ・カシの二次林に遷移し、状況が変化している可能性も考えられる。現地調査を実施し、現存植生図を作成する必要があるだろう。 ・対象事業実施区域は広い人工林のため、これまで植物の調査データがほとんどない場所である。調査した結果は貴重な資料となる。 ・対象事業実施区域の植林は基本的にはスギであると思われる。ヒノキ林は少ないかもしれない。 <p><調査手法等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物相の基本的な調査方法として、風車設置予定位置と改変される可能性がある箇所は極力網羅するよう踏査する方針とのこと、了解した。調査範囲がかなり広いため、影響評価できるよう効率的な調査を実施する必要があると思われる。 ・植生調査について、調査地点の努力量は方法書記載の程度でよいだろう。自然度の高い林が見られた場合は別途調査を実施されたい。 ・植物相の調査時期は、春が 4 月中旬～5 月初旬、夏が 6～7 月下旬、秋が 9 月中旬～10 月上旬頃がよいのではないかと。植生の調査時期は、晩秋をさけ、夏～秋でよいだろう。 	調査、予測及び評価手法等は左記の内容を踏まえ実施することとした。

第 6.2-2 表 (1) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	大気質	窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	<p>1.調査すべき項目</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>(2) 窒素酸化物の濃度の状況</p> <p>(3) 交通量の状況</p>	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
				<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「地上気象観測指針」(気象庁、平成 14 年)に準拠して、地上気象(風向・風速)を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 窒素酸化物の濃度の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定められた方法により、窒素酸化物濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(3) 交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス一般交通量調査)」(国土交通省、平成 29 年)等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の方向別及び車種別交通量を調査する。</p>	一般的な手法とした。
				<p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
				<p>4.調査地点</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「第 6.2-1 図(1) 大気環境の調査位置(大気質)」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 1 地点(一般)とする。</p> <p>(2) 窒素酸化物の濃度の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 気象の状況」と同じ地点とする。</p> <p>(3) 交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>工事関係車両の主要な走行ルートに沿道とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「第 6.2-1 図(1) 大気環境の調査位置(大気質)」に示す工事関係車両の主要な走行ルート沿いの 2 地点(沿道 A 及び沿道 B)とする。</p>	工事関係車両の主要な走行ルートの周囲を対象とした。

第 6.2-2 表 (2) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	大気質	窒素酸化物 工事用資材等の搬出入	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 気象の状況 【現地調査】 土木工事を実施しない冬季を除く 3 季について、1 週間の連続調査を行う。</p> <p>(2) 窒素酸化物の濃度の状況 【現地調査】 「(1) 気象の状況」と同じ期間とする。</p> <p>(3) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 平日及び土曜日の昼間(6時~22時)に各 1 回行う。</p>	<p>工事関係車両の走行時における窒素酸化物の状況を把握できる時期及び期間とした。</p>	
			<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年)に基づく大気拡散式(ブルーム・パフ式)を用いた数値計算結果(年平均値)に基づき、工事用資材等の搬出入に伴う二酸化窒素の濃度(日平均値の年間 98% 値)を予測する。</p>		<p>一般的に窒素酸化物の予測で用いられている手法とした。</p>
			<p>7.予測地域</p> <p>工事関係車両の主要な走行ルートに沿道とする。</p>		<p>工事関係車両の走行による影響が想定される地域とした。</p>
			<p>8.予測地点</p> <p>「第 6.2-1 図(1) 大気環境の調査位置(大気質)」に示す現地調査を実施する工事関係車両の主要な走行ルート沿いの 2 地点(沿道 A 及び沿道 B)とする。</p>		<p>工事関係車両の走行による影響が想定される地点とした。</p>
			<p>9.予測対象時期等</p> <p>工事計画に基づき、工事関係車両による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。</p>		<p>工事関係車両の走行による影響を的確に把握できる時期とした。</p>
			<p>10.評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 窒素酸化物に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>		<p>「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。</p>

第 6.2-2 表 (3) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	大気質	窒素酸化物	建設機械の稼働	<p>1.調査すべき項目</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>(2) 窒素酸化物濃度の状況</p>	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
			<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「気象庁 HP」等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「地上気象観測指針」(気象庁、平成 14 年)等に準拠して、地上気象(風向・風速、日射量及び放射収支量)を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 窒素酸化物濃度の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定められた方法により、窒素酸化物濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。</p>	一般的な手法とした。	
			<p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。	
			<p>4.調査地点</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲の気象官署等とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「第 6.2-1 図(1) 大気環境の調査位置(大気質)」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 1 地点(一般)とする。</p> <p>(2) 窒素酸化物濃度の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 気象の状況」と同じ地点とする。</p>	対象事業実施区域周囲の環境を代表する地点とした。	

第 6.2-2 表 (4) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	大気質	窒素酸化物	建設機械の稼働	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1年間とする。</p> <p>(2) 窒素酸化物濃度の状況 【現地調査】 土木工事を実施しない冬季を除く3季について、1週間の連続調査を行う。</p>	建設機械の稼働時における窒素酸化物の状況を把握できる時期及び期間とした。
				<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(公害研究対策センター、平成12年)に基づく大気拡散式(ブルーム・パフ式)を用いた数値計算結果(年平均値)に基づき、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の濃度(日平均値の年間98%値)を予測する。</p>	一般的に窒素酸化物の予測で用いられている手法とした。
				<p>7.予測地域</p> <p>「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	建設機械の稼働による影響が想定される地域とした。
				<p>8.予測地点</p> <p>「第6.2-1 図(2) 大気環境の調査位置(騒音等)」に示す対象事業実施区域及びその周囲の11地点(騒音1~11)とする。</p>	建設機械の稼働による影響が想定される地点とした。
				<p>9.予測対象時期等</p> <p>工事計画に基づき、建設機械の稼働による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。</p>	建設機械の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。
				<p>10.評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 窒素酸化物に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

第 6.2-2 表 (5) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	大気質	粉じん等	工事用資材等の搬出入	<p>1.調査すべき項目</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>(2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況</p> <p>(3) 交通量の状況</p>	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
				<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「地上気象観測指針」(気象庁、平成 14 年)に準拠して、地上気象(風向・風速)を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「環境測定分析法注解 第 1 巻」(環境庁、昭和 59 年)に定められた方法により、粉じん等 (降下ばいじん) を測定し、調査結果の整理を行う。</p> <p>(3) 交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス一般交通量調査」(国土交通省、平成 29 年)等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の方向別及び車種別交通量を調査する。</p>	一般的な手法とした。
				<p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	粉じん等に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
				<p>4.調査地点</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「第 6.2-1 図(1) 大気環境の調査位置(大気質)」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 1 地点(一般)とする。</p> <p>(2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 気象の状況」と同じ地点とする。</p> <p>(3) 交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>工事関係車両の主要な走行ルートに沿道とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「第 6.2-1 図(1) 大気環境の調査位置 (大気質)」に示す工事関係車両の主要な走行ルート沿いの 2 地点(沿道 A 及び沿道 B)とする。</p>	工事関係車両の主要な走行ルートの周囲を対象とした。

第 6.2-2 表 (6) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	大気質	粉じん等	工事用資材等の搬出入	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 気象の状況 【現地調査】 土木工事を実施しない冬季を除く 3 季について、1 週間の連続調査を行う。</p> <p>(2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況 【現地調査】 土木工事を実施しない冬季を除く 3 季について、1 か月間の連続調査を行う。</p> <p>(3) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 平日及び土曜日の昼間(6 時~22 時)に各 1 回行う。</p>	<p>工事関係車両の走行時における粉じん等の状況を把握できる時期及び期間とした。</p>
				<p>6.予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年度版)」(国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年)に基づき、降下ばいじん量を定量的に予測する。</p>	<p>一般的に粉じん等の予測で用いられている手法とした。</p>
				<p>8.予測地点 「第 6.2-1 図(1) 大気環境の調査位置 (大気質)」に示す工事関係車両の主要な走行ルート沿いの 2 地点 (沿道 A 及び沿道 B) とする。</p>	<p>工事関係車両の走行による影響が想定される地域とした。</p>
				<p>9.予測対象時期等 工事計画に基づき、工事関係車両による土砂粉じんの排出量が最大となる時期とする。</p>	<p>工事関係車両の走行による影響が想定される地点とした。</p>
				<p>9.予測対象時期等 工事計画に基づき、工事関係車両による土砂粉じんの排出量が最大となる時期とする。</p>	<p>工事関係車両の走行による影響を的確に把握できる時期とした。</p>
				<p>10.評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 粉じん等に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 降下ばいじん量の参考値である 10 t/(km²・月)を目標値として設定し、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	<p>「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。</p>

第 6.2-2 表 (7) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

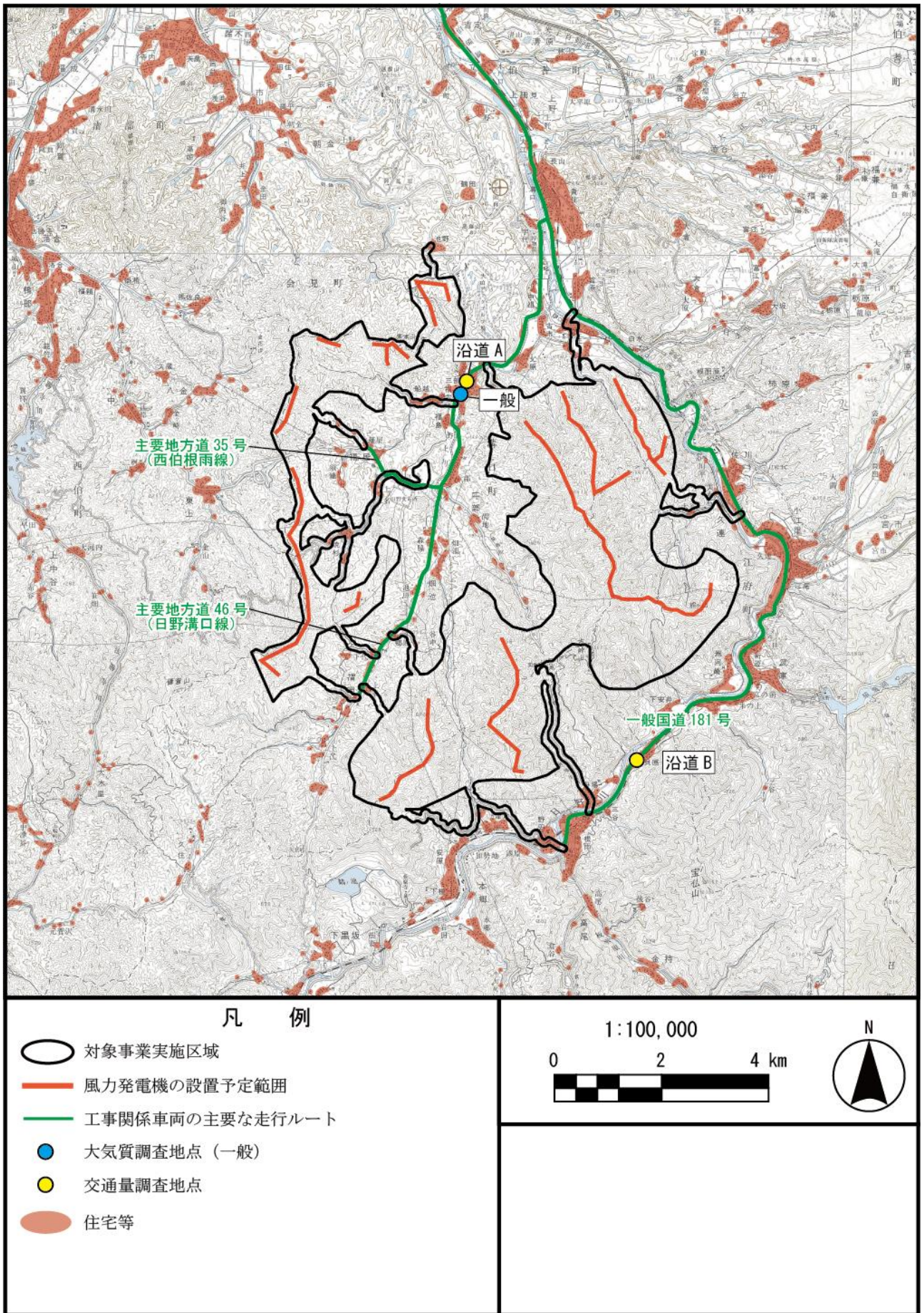
環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	大気質	粉じん等	建設機械の稼働	1.調査すべき項目 (1) 気象の状況 (2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
				2.調査の基本的な手法 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 「気象庁 HP」等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 【現地調査】 「地上気象観測指針」(気象庁、平成 14 年)に準拠して、地上気象(風向・風速)を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況 【現地調査】 「環境測定分析法注解 第 1 巻」(環境庁、昭和 59 年)に定められた方法により、粉じん等 (降下ばいじん) を測定し、調査結果の整理を行う。	一般的な手法とした。
				3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。	粉じん等に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
				4.調査地点 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周囲の気象官署とする。 【現地調査】 「第 6.2-1 図(1) 大気環境の調査位置 (大気質)」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 1 地点 (一般) とする。 (2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況 【現地調査】 「(1) 気象の状況」と同じ地点とする。	対象事業実施区域周囲の環境を代表する地点とした。

第 6.2-2 表 (8) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気環境	大気質	粉じん等 建設機械の稼働	5.調査期間等 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1年間とする。 (2) 粉じん等 (降下ばいじん) の状況 【現地調査】 土木工事を実施しない冬季を除く 3 季について、1 か月間の連続調査を行う。	建設機械の稼働時における粉じん等の状況を把握できる時期及び期間とした。
			6.予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法 平成 24 年度版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年) に従い、降下ばいじん量を定量的に予測する。	一般的に粉じん等の予測で用いられている手法とした。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。	建設機械の稼働による影響が想定される地域とした。
			8.予測地点 「第 6.2-1 図(2) 大気環境の調査位置 (騒音等)」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 11 地点 (騒音 1~11) とする。	建設機械の稼働による影響が想定される地点とした。
			9.予測対象時期等 工事計画に基づき、建設機械の稼働による土砂粉じんの排出量が最大となる時期とする。	建設機械の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 粉じん等に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 降下ばいじん量の参考値である 10 t/(km ² ・月)を目標値として設定し、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

第 6.2-2 表 (9) 大気質調査地点の設定根拠

調査地点	設定根拠
大気質調査地点 (沿道 A)	工事関係車両の主要な走行ルート沿いの住宅等のうち、工事関係車両の走行が集中する地点とした。
大気質調査地点 (沿道 B)	工事関係車両の主要な走行ルート沿いの住宅等のうち、工事関係車両の走行が集中する地点とした。
大気質調査地点 (一般)	対象事業実施区域及びその周囲の環境を代表する地点とした。



第 6.2-1 図(1) 大気環境の調査位置（大気質）

第 6.2-2 表(10) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	騒音	影響要因の区分		
大気環境	騒音及び超低周波音	工事用資材等の搬出入	<p>1.調査すべき項目</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>(3) 道路構造の状況</p> <p>(4) 交通量の状況</p>	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
			<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）に基づいて等価騒音レベル（L_{Aeq}）を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>住宅地図等により情報を収集し、当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>現地を踏査し、周囲の建物等の状況を調査する。</p> <p>(3) 道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、目視による確認及びメジャーによる測定を行う。</p> <p>(4) 交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省、平成 29 年）等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の方向別及び車種別交通量を調査する。</p>	一般的な手法とした。
			<p>3.調査地域</p> <p>工事関係車両の主要な走行ルートの沿道とする。</p>	騒音に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
			<p>4.調査地点</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「第 6.2-1 図(2) 大気環境の調査位置（騒音等）」に示す工事関係車両の主要な走行ルート沿いの 2 地点（沿道 A 及び沿道 B）とする。</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p> <p>(3) 道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p> <p>(4) 交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「3.調査地域」と同じ、工事関係車両の主要な走行ルートの沿道とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p>	工事関係車両の主要な走行ルートの沿道地点を対象とした。

第 6.2-2 表(11) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	騒音	影響要因の区分		
大気環境	騒音及び超低周波音	工事用資材等の搬出入	5.調査期間等 (1) 道路交通騒音の状況 【現地調査】 平日及び土曜日の昼間（6時～22時）に各1回実施する。 (2) 沿道の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の調査期間中に1回実施する。 (3) 道路構造の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の調査期間中に1回実施する。 (4) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の調査期間と同様とする。	工事関係車両の走行時における騒音の状況を把握できる時期及び期間とした。
			6.予測の基本的な手法 一般社団法人日本音響学会が提案している「道路交通騒音の予測計算モデル（ASJ RTN-Model 2013）」により、等価騒音レベル（ L_{Acq} ）を予測する。	一般的に騒音の予測で用いられている手法とした。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、工事関係車両の主要な走行ルートに沿道とする。	工事関係車両の走行による影響が想定される地域とした。
			8.予測地点 「4.調査地点 (1) 道路交通騒音の状況」と同じ、現地調査を実施する工事関係車両の主要な走行ルート沿いの2地点（沿道A及び沿道B）とする。	工事関係車両の走行による影響が想定される地点とした。
			9.予測対象時期等 工事計画に基づき、工事関係車両の小型車換算交通量*の合計が最大となる時期とする。	工事関係車両の走行による影響を的確に把握できる時期とした。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 道路交通騒音に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 騒音に係る環境基準と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

* 小型車換算交通量とは、大型車1台の騒音パワーレベルが小型車4.47台に相当する（ASJ RTN-Model2013:日本音響学会 参照）ことから、大型車1台を小型車4.47台として換算した交通量である。

第 6.2-2 表(12) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気環境	騒音及び超低周波音	騒音 建設機械の稼働	1.調査すべき項目 (1) 環境騒音の状況 (2) 地表面の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
			2.調査の基本的な手法 (1) 環境騒音の状況 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省、平成 27 年）に基づいて等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査する。	一般的な手法とした。
			3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。	騒音に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
			4.調査地点 (1) 環境騒音の状況 【現地調査】 「第 6.2-1 図(2) 大気環境の調査位置（騒音等）」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 11 地点（騒音 1～11）とする。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 「(1) 環境騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。	対象事業実施区域周囲における住宅等を対象とした。

第 6.2-2 表(13) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気環境	騒音及び超低周波音	騒音 建設機械の稼働	5.調査期間等 (1) 環境騒音の状況 【現地調査】 平日の昼間（6時～22時）に1回実施する。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 「(1) 環境騒音の状況」の調査期間中に1回実施する。	建設機械の稼働時における騒音の状況を把握できる時期及び期間とした。
			6.予測の基本的な手法 一般社団法人日本音響学会が提案している「建設工事騒音の予測計算モデル（ASJ CN-Model 2007）」により、等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）を予測する。	一般的に騒音の予測で用いられている手法とした。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。	建設機械の稼働による影響が想定される地域とした。
			8.予測地点 「4.調査地点 (1) 環境騒音の状況」と同じ、現地調査を実施する対象事業実施区域及びその周囲の11地点（騒音1～11）とする。	建設機械の稼働による影響が想定される地点とした。
			9.予測対象時期等 工事計画に基づき、建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期とする。	建設機械の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 建設機械の稼働による騒音に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 騒音に係る環境基準と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

第 6.2-2 表(14) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	騒音	影響要因の区分		
大気環境	騒音及び超低周波音	騒音 施設の稼働	<p>1.調査すべき項目</p> <p>(1) 環境騒音の状況</p> <p>(2) 地表面の状況</p> <p>(3) 風況</p>	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
			<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 環境騒音の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省、平成 27 年）及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年）に基づいて昼間及び夜間の等価騒音レベル（L_{Aeq}）及び時間率騒音レベル（L_{A90}）を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>また、参考として気象の状況（地上高 1.5m 地点の温度、湿度、風向及び風速）についても調査する。</p> <p>(2) 地表面の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査する。</p> <p>(3) 風況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲に設置する風況観測塔又は最寄りの地域気象観測所のデータから、「(1)環境騒音の状況」の調査期間における風況を整理する。</p>	一般的な手法とした。
			<p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	騒音に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
			<p>4.調査地点</p> <p>(1) 環境騒音の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「第 6.2-1 図(2) 大気環境の調査位置（騒音等）」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 11 地点（騒音 1～11）とする。</p> <p>(2) 地表面の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p> <p>(3) 風況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲に設置する風況観測塔又は最寄りの地域気象観測所とする。</p>	対象事業実施区域周囲における住宅等を対象とした。
			<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 環境騒音の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>2 季について、各 72 時間測定を 1 回実施する。</p> <p>(2) 地表面の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 環境騒音の状況」の調査期間中に 1 回実施する。</p> <p>(3) 風況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「(1) 環境騒音の状況」の調査期間中とする。</p>	第 3.1-2～3 図に記載の風配図を踏まえ、騒音の状況を把握できる時期及び期間とした。

第 6. 2-2 表 (15) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気環境	騒音及び超低周波音	騒音 施設の稼働	<p>6. 予測の基本的な手法 音源の形状及び騒音レベル等を設定し、音の伝搬理論式により騒音レベルを予測する。 なお、空気減衰としては、JIS Z 8738「屋外の音の伝搬における空気吸収の計算」(ISO9613-1)に基づき、対象事業実施区域及びその周囲の平均的な気象条件時に加え、空気吸収による減衰が最小となるような気象条件時を選定する。</p>	一般的に騒音の予測で用いられている手法とした。
			<p>7. 予測地域 「3. 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	施設の稼働による影響が想定される地域とした。
			<p>8. 予測地点 「4. 調査地点 (1) 環境騒音の状況」と同じ、現地調査を実施する対象事業実施区域及びその周囲の 11 地点 (騒音 1~11) とする。</p>	施設の稼働による影響が想定される地点とした。
			<p>9. 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大になる時期とする。</p>	施設の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。
			<p>10. 評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 施設の稼働による騒音に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 騒音に係る環境基準及び風車騒音に関する指針値 (「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年))について、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>	「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

第 6.2-2 表(16) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気環境	騒音及び超低周波音（超低周波音を含む。）	施設の稼働	<p>1.調査すべき項目</p> <p>(1) 低周波音（超低周波音を含む。）の状況</p> <p>(2) 地表面の状況</p>	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
			<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 低周波音（超低周波音を含む。）の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、平成 12 年）に定められた方法により G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベルを測定し、調査結果の整理を行う。</p> <p>(2) 地表面の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査する。</p>	一般的な手法とした。
			<p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	低周波音（超低周波音を含む。）に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
			<p>4.調査地点</p> <p>(1) 低周波音（超低周波音を含む。）の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「第 6.2-1 図(2) 大気環境の調査位置（騒音等）」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 11 地点（騒音 1～11）とする。</p> <p>(2) 地表面の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 低周波音（超低周波音を含む。）の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p>	対象事業実施区域周囲における住宅等を対象とした。
			<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 低周波音（超低周波音を含む。）の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>2 季について、各 72 時間測定を 1 回実施する。</p> <p>(2) 地表面の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 低周波音（超低周波音を含む。）の状況」の調査期間中に 1 回実施する。</p>	低周波音（超低周波音を含む。）の状況を把握できる時期及びとした。
			<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>音源の形状及びパワーレベル等を設定し、音の伝搬理論式により G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベルを予測する。</p> <p>なお、回折減衰、空気吸収による減衰は考慮しないものとする。</p>	一般的に低周波音（超低周波音を含む。）の予測で用いられている手法とした。

第 6. 2-2 表(17) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気環境	騒音及び超低周波音（超低周波音を含む。）	施設の稼働	7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。	施設の稼働による影響が想定される地域とした。
			8.予測地点 「4.調査地点 (1) 低周波音（超低周波音を含む。）の状況」と同じ、現地調査を実施する対象事業実施区域及びその周囲の 11 地点（騒音 1～11）とする。	施設の稼働による影響が想定される地点とした。
			9.予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大になる時期とする。	施設の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 施設の稼働による低周波音（超低周波音を含む。）に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 ① 「超低周波音を感じる最小音圧レベル」との比較 超低周波音の心理的・生理的影響の評価レベル（ISO-7196）と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。 ② 「建具のがたつきが始まるレベル」との比較 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、平成 12 年）に記載される「建具のがたつきが始まるレベル」と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。 ③ 「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較 文部省科学研究費「環境科学」特別研究：超低周波音の整理・心理的影響と評価に関する研究班『昭和 55 年度報告書 1 低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究』に記載される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

第 6.2-2 表(18) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	振動	振動	工事用資材等の搬出入	<p>1.調査すべき項目</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>(2) 道路構造の状況</p> <p>(3) 交通量の状況</p> <p>(4) 地盤の状況</p>	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
				<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に定められた振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に基づいて時間率振動レベル（L_{10}）を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、目視による確認及びメジャーによる測定を行う。</p> <p>(3) 交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス一般交通量調査）」（国土交通省、平成 29 年）等による情報を収集し、当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の方向別及び車種別交通量を調査する。</p> <p>(4) 地盤の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年）に基づき、地盤卓越振動数を測定する。</p>	一般的な手法とした。
				<p>3.調査地域</p> <p>工事関係車両の主要な走行ルートに沿道とする。</p>	振動に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
				<p>4.調査地点</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「第 6.2-1 図(2) 大気環境の調査位置（騒音等）」に示す工事関係車両の主要な走行ルート沿いの 2 地点（沿道 A 及び沿道 B）とする。</p> <p>(2) 道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p> <p>(3) 交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「3.調査地域」と同じ、工事関係車両の主要な走行ルートに沿道とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p> <p>(4) 地盤の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p>	工事関係車両の主要な走行ルートに沿道地点を対象とした。

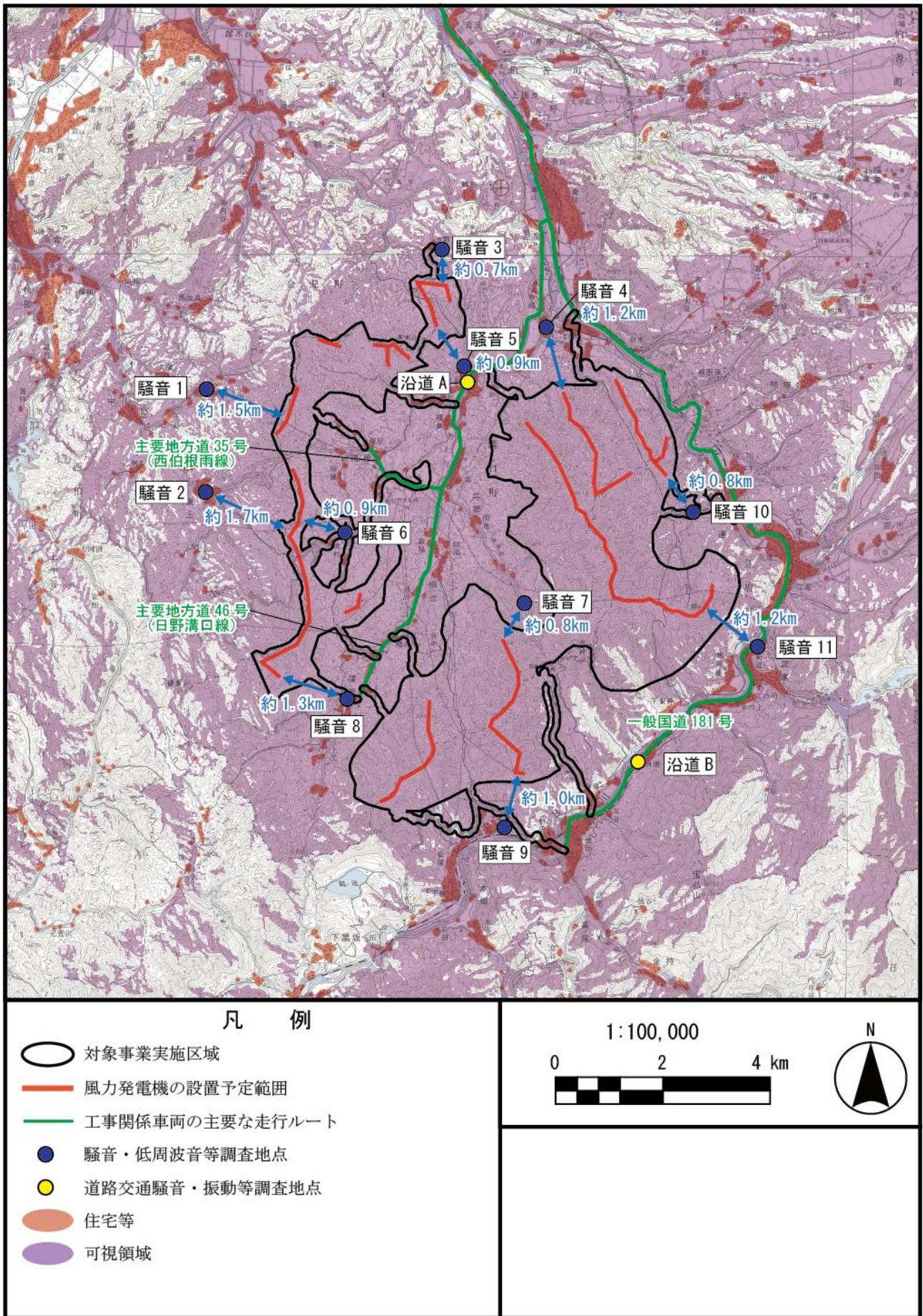
第 6.2-2 表(19) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	振動	影響要因の区分			
大気環境	振動	振動 工事用資材等の搬出入	5.調査期間等 (1) 道路交通振動の状況 【現地調査】 平日及び土曜日の 6 時～22 時に各 1 回実施する。 (2) 道路構造の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の調査期間中に 1 回実施する。 (3) 交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の調査期間と同様とする。 (4) 地盤の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の調査期間中に 1 回実施する。	工事関係車両の走行時における振動の状況を把握できる時期及び期間とした。	
			6.予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年）に基づき、時間率振動レベル（ L_{10} ）を予測する。		一般的に振動の予測で用いられている手法とした。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、工事関係車両の主要な走行ルートの沿道とする。		工事関係車両の走行による影響が想定される地域とした。
			8.予測地点 「4.調査地点 (1) 道路交通振動の状況」と同じ、現地調査を実施する工事関係車両の主要な走行ルート沿いの 2 地点（沿道 A 及び沿道 B）とする。		工事関係車両の走行による影響が想定される地点とした。
			9.予測対象時期等 工事計画に基づき、工事関係車両の等価交通量*の合計が最大となる時期とする。		工事関係車両の走行による影響を的確に把握できる時期とした。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 道路交通振動に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に基づく道路交通振動の要請限度と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。		「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

*等価交通量とは、小型車両に比べて大型車両の方が振動の影響が大きいことを踏まえ、「旧建設省土木研究所の提案式」を参考に、「大型車 1 台＝小型車 13 台」の関係式で小型車相当に換算した交通量である。

第 6.2-2 表(20) 騒音及び超低周波音、振動調査地点の設定根拠

影響要因の区分	調査地点	設定根拠
工事用資材等の搬出入	沿道 A	工事関係車両の主要な走行ルート沿いの住宅等のうち、工事関係車両の走行が集中する地点とした。
	沿道 B	工事関係車両の主要な走行ルート沿いの住宅等のうち、工事関係車両の走行が集中する地点とした。
建設機械の稼働 施設の稼働	騒音 1	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の設置予定範囲に近い地域とした。 ・風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。
	騒音 2	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の設置予定範囲に近い地域とした。 ・風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。
	騒音 3	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の設置予定範囲に近い地域とした。 ・風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。
	騒音 4	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の設置予定範囲に近い地域とした。 ・風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。
	騒音 5	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の設置予定範囲に近い地域とした。 ・風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。
	騒音 6	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の設置予定範囲に近い地域とした。 ・風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。
	騒音 7	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の設置予定範囲に近い地域とした。 ・風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。
	騒音 8	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の設置予定範囲に近い地域とした。 ・風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。
	騒音 9	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の設置予定範囲に近い地域とした。 ・風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。
	騒音 10	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の設置予定範囲に近い地域とした。 ・風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。
	騒音 11	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の設置予定範囲に近い地域とした。 ・風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。



第 6.2-1 図(2) 大気環境の調査位置 (騒音等)

第 6.2-2 表(21) 調査、予測及び評価の手法（水環境）

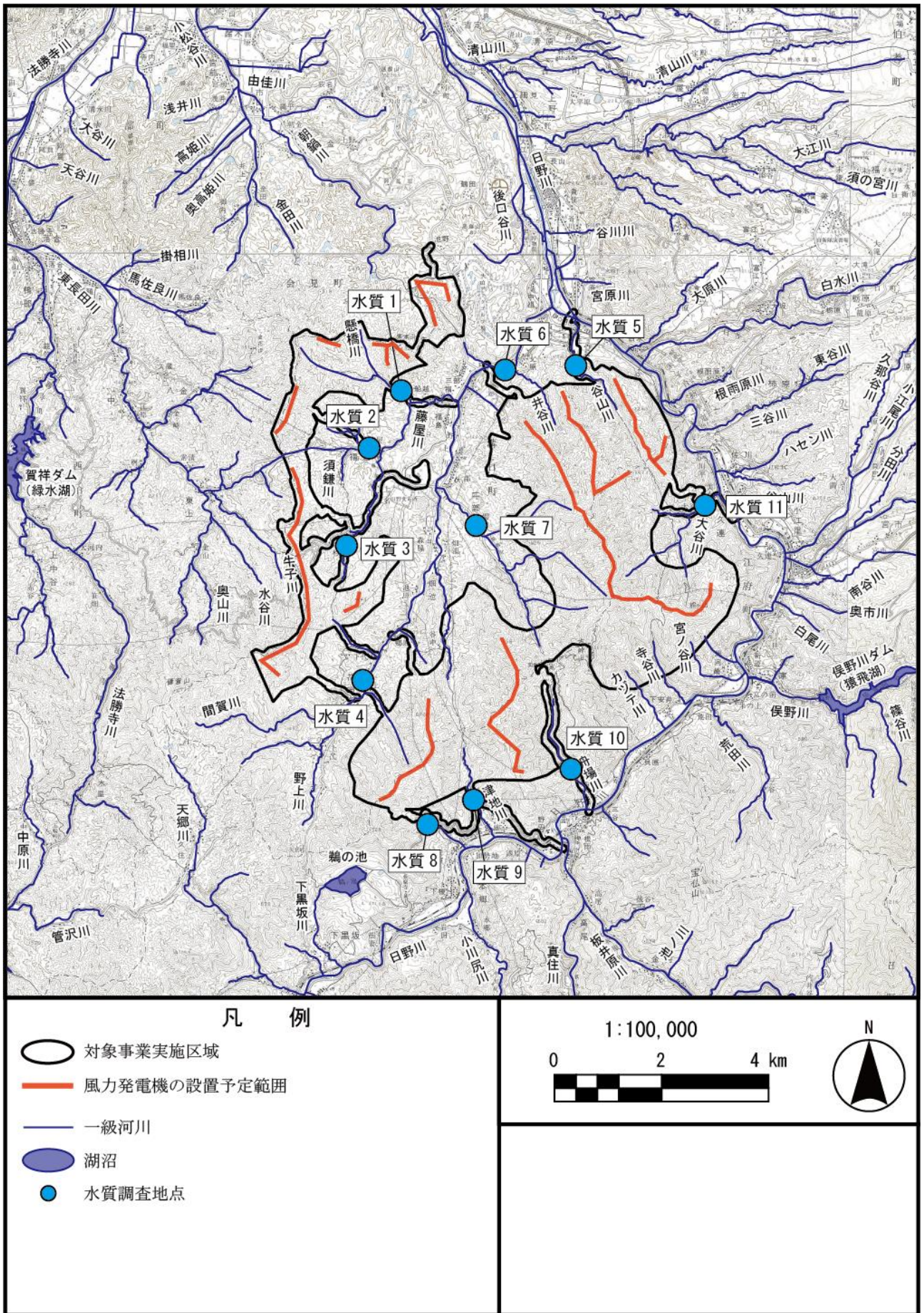
環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
水環境	水質	水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	1.調査すべき項目 (1) 浮遊物質量の状況 (2) 流れの状況 (3) 土質の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
				2.調査の基本的な手法 (1) 浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 【現地調査】 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) に定められた方法に基づいて浮遊物質量を測定し、調査結果の整理を行う。 (2) 流れの状況 【現地調査】 JIS K 0094 に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行う。 (3) 土質の状況 【現地調査】 対象事業実施区域内で採取した土壌を用いて土壌の沈降試験(試料の調整は JIS A 1201 に準拠し、沈降実験は JIS M 0201 に準拠する。)を行い、調査結果の整理及び解析を行う。	一般的な手法とした。
				3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲の河川等とする。	水の濁りに係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
				4.調査地点 (1) 浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲の河川等とする。 【現地調査】 「第 6.2-2 図(1) 水環境の調査位置(浮遊物質量及び流れの状況)」に示す対象事業実施区域及びその周囲の 11 地点(水質 1~11)とする。 (2) 流れの状況 【現地調査】 「(1) 浮遊物質量の状況」の現地調査と同じ地点とする。 (3) 土質の状況 【現地調査】 「第 6.2-2 図(2) 水環境の調査位置(土質)」に示す対象事業実施区域内の 3 地点(土質 1~3)とする。	調査地域を代表する地点とした。

第 6. 2-2 表 (22) 調査、予測及び評価の手法 (水環境)

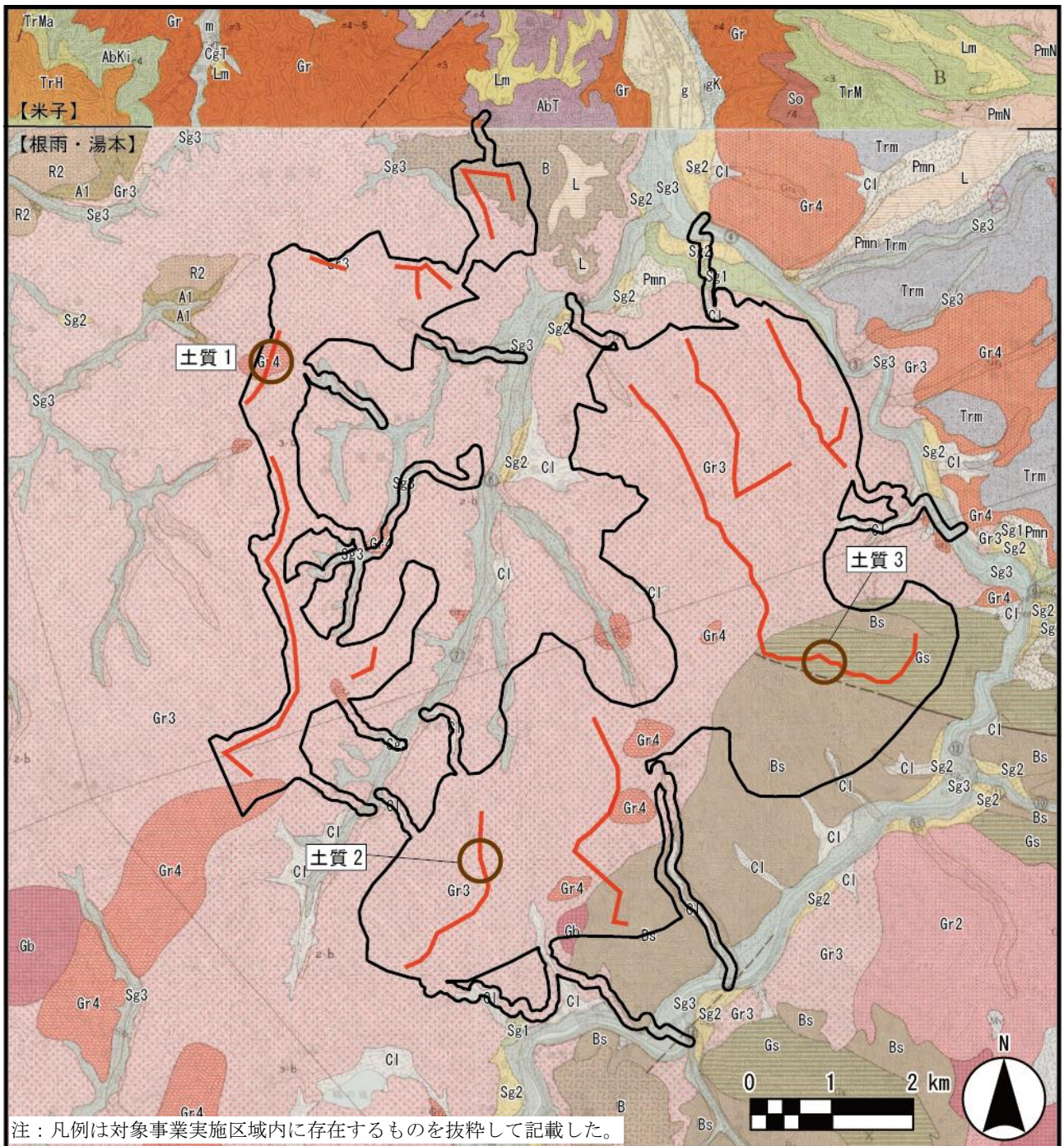
環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
水環境	水質	水の濁り	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>5.調査期間等</p> <p>(1) 浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 【現地調査】 土木工事を実施しない冬季を除く 3 季について、各 1 回 (平水時) 行う。 以下「6.予測の基本的な手法」において、沈砂池からの排水が河川に流入すると推定した場合、対象となる河川において降雨時調査 (浮遊物質量及び流れの状況) を 1 回実施する。</p> <p>(2) 流れの状況 【現地調査】 「(1) 浮遊物質量の状況」の現地調査と同日に行う。</p> <p>(3) 土質の状況 【現地調査】 土壌の採取は 1 回行う。</p>	<p>造成等の施工時における水の濁りの状況を把握できる時期及び期間とした。</p>
			<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(面整備事業環境影響評価研究会、平成 11 年)に基づき、水面積負荷より沈砂池の排水口における排水量及び浮遊物質量を予測する。次に、沈砂池の排水に関して、土壌浸透に必要な距離を、Trimble & Sartz (1957) が提唱した「重要水源地における林道と水流の間の距離」を基に定性的に予測し、沈砂池からの排水が河川へ流入するかどうかを推定する。 沈砂池からの排水が河川に流入すると推定した場合、対象となる河川について「5.調査期間等」に示す降雨時調査 (浮遊物質量及び流れの状況) を実施し、その結果を踏まえて完全混合モデルにより浮遊物質量を予測する。</p>	<p>一般的に水の濁りの予測で用いられている手法とした。</p>
			<p>7.予測地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響が想定される地域とした。</p>
			<p>8.予測地点</p> <p>対象事業実施区域内において設置する沈砂池の排水口を集水域に含む河川。</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響が想定される地点とした。</p>
			<p>9.予測対象時期等</p> <p>工事計画に基づき、造成裸地面積が最大となる時期とする。</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響を的確に把握できる時期とした。</p>
			<p>10.評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 水の濁りに関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p>	<p>「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。</p>

第 6. 2-2 表 (23) 水質調査地点の設定根拠

調査地点		設定根拠
浮遊物質 及び流れの 状況	水質 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。 ・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。 ・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。 ・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。 ・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。 ・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。 ・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。 ・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。 ・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。 ・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。 ・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
	水質 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電機の設置予定範囲に近接する河川である。 ・ 調査に必要な一定の水量の確保が可能である。 ・ 安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。
土質の状況	土質 1	対象事業実施区域に分布する表層地質のうち、風力発電機の設置予定範囲との重複は多くないものの、西側の風力発電機の一部が該当する深成岩に該当する地点（花崗岩質岩石 4）とした。
	土質 2	対象事業実施区域に分布する表層地質のうち、風力発電機の設置予定範囲の多くが該当する深成岩に該当する地点（花崗岩質岩石 3）とした。
	土質 3	対象事業実施区域に分布する表層地質のうち、風力発電機の設置予定範囲の多くが該当する変成岩に該当する地点（緑色片岩）とした。



第 6.2-2 図(1) 水環境の調査位置（浮遊物質質量及び流れの状況）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 風力発電機の設置予定範囲
- 土質調査地点

【米子】

- 未固結堆積物**
 - m 泥
 - g 礫
 - gk 岸本礫層
- 半固結堆積物**
 - CgT 高姫礫層
- 未固結火山性碎屑物**
 - Lm 中部火山灰
- 半固結火山性碎屑物**
 - AbT 鶴田玄武岩
 - AbKi 清水安山岩 (凝灰岩をはさむ)
- 深成岩**
 - Gr 花崗岩類
- 変成岩**
 - So 三郎変成岩
- その他**
 - TrM 溝口凝灰角礫岩
 - TrMa 政凝灰岩
 - TrH 法勝寺凝灰岩
- 火山性岩石**
 - AbT 鶴田玄武岩
 - AbKi 清水安山岩 (凝灰岩をはさむ)
- 断層**
 - 崩壊地
 - 露頭番号

【根雨・湯本】

- 未固結堆積物**
 - Sg3 砂礫3
 - Cl 砂屑物
- 半固結堆積物**
 - Sg2 砂礫2
 - Sg1 砂礫1
- 未固結火山性堆積物**
 - L ローム(火山灰)
- 半固結火山性堆積物**
 - Pmn 火山碎屑物
 - Trm 凝灰岩質岩石

火山性岩石(固結)

- B 玄武岩質岩石
- R2 流紋岩質岩石2
- A1 安山岩質岩石1
- 深成岩**
 - Gr4 花崗岩質岩石4
 - Gr3 花崗岩質岩石3
 - Gr2 花崗岩質岩石2
 - Gb ハンレイ岩質岩石
 - Gr1 花崗岩質岩石1

変成岩

- Gs 緑色片岩
- Bs 黒色片岩

その他

- 断層
- 崩壊地
- 露頭番号
- ③ 試錐柱状図位置
- 岩片のかたさ 岩体のかたさ
- a: 軟 1: 軟
- b: 中 2: 中
- c: 硬 3: 硬
- 風化状況
- 7: ごく深い

岩片のかたさ 岩体のかたさ
 a: やや軟い 3: やや軟からかい
 b: 軟い 4: やや軟い
 c: 硬い 5: 硬い

第 6.2-2 図 (2) 水環境の調査位置 (土質)

第 6.2-2 表(24) 調査、予測及び評価の手法（その他の環境 風車の影）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
その他の環境	風車の影	施設の稼働	1.調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
			2.調査の基本的な手法 【文献その他の資料調査】 地形図、住宅地図等により情報を収集し、当該情報の整理を行う。 【現地調査】 現地を踏査し、土地利用や地形、建物の配置や植栽等の状況を把握する。	一般的な手法とした。
			3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。	風車の影に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
			4.調査地点 調査地域内の風力発電機の配置に近い住宅等とする。	対象事業実施区域周囲における住宅等を対象とした。
			5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 年1回の調査とし、土地利用の状況及び地形の状況が適切に把握できる時期とする。	風力発電機の稼働による風車の影の状況を把握できる時期とした。
			6.予測の基本的な手法 太陽の高度・方位及び風力発電機の高さ等を考慮し、ブレードの回転によるシャドーフリッカーの影響時間（等時間日影図）を、シミュレーションにより定量的に予測する。	一般的に風車の影の予測で用いられている手法とした。
			7.予測地域 各風力発電機から2kmの範囲*とする。	施設の稼働による影響が想定される地域とした。
			8.予測地点 予測地域内の住宅等とする。	施設の稼働による影響が想定される地点とした。
			9.予測対象時期等 全ての風力発電機が定格出力で運転している時期とする。 なお、予測は、年間、冬至、夏至及び春分・秋分とする。	施設の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行う場合にはその結果を踏まえ、対象事業の実施に係る風車の影に関する影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているか検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。なお、国内には風車の影が重大な影響を与えるという事に関する目標値や指針値等が無いことから、ドイツの指針値である「実際の気象条件等を考慮しない場合、年間30時間かつ1日最大30分を超えない」を参照値とし、この値を満たすように環境影響を回避又は低減するための環境保全措置の検討がなされているかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。

* 「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省総合環境政策局、平成25年）における、海外のアセス事例の予測範囲より最大値を設定した。

第 6.2-2 表(25) 調査、予測及び評価の手法（動物）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。） 造成等の施工による一時的な影響 地形変化及び施設の存在 施設の稼働	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物に関する動物相の状況</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物に関する動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「生物多様性情報システム - 基礎調査データベース検索 -」（環境省 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】 以下の方法による現地調査を行い、調査結果の整理を行う。</p> <p>①哺乳類 フィールドサイン調査 捕獲調査（シャーマントラップ）及び自動撮影調査 コウモリ類捕獲調査 コウモリ類夜間調査 コウモリ類音声モニタリング調査 ※コウモリ類については、ねぐらとして利用される可能性のある廃坑跡や洞窟等の位置の情報収集に努め、発見された場合は、利用状況の季節変動を把握する。</p> <p>②鳥類 a.鳥類 ポイントセンサス法による調査、任意観察調査 b.希少猛禽類の生息状況 定点観察法による調査 c.鳥類の渡り時の移動経路 定点観察法による調査</p> <p>③爬虫類 直接観察調査</p> <p>④両生類 直接観察調査、環境 DNA 調査</p> <p>⑤昆虫類 一般採集調査、バイトトラップ法による調査、ライトトラップ法による調査</p> <p>⑥魚類 捕獲調査</p> <p>⑦底生動物 定性採集調査</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「レッドデータブックとっとり 改訂版－鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物－」（鳥取県生活環境部公園自然課、平成 24 年）等による情報収集並びに該当資料の整理を行う。</p> <p>【現地調査】 「(1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物に関する動物相の状況」の現地調査において確認した種から、重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理を行う。</p>	<p>環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。</p> <p>一般的な手法とした。</p>

第 6.2-2 表(26) 調査、予測及び評価の手法（動物）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形変化及び施設の使用</p> <p>施設の稼働</p>	<p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>※現地調査の動物の調査範囲は「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年）では対象事業実施区域から 250m 程度、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成 11 年）では同区域から 200m 程度が目安とされており、これらを包含する 300m 程度の範囲とした。猛禽類については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」にて、クマタカの非営巣期高利用域の半径 1.5km 程度、オオタカの 1.0～1.5km を包含する 1.5km 程度の範囲とした。また、魚類及び底生動物については、対象事業実施区域及びその周囲の河川や池とした。</p>	<p>動物に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。</p>
		<p>4.調査地点</p> <p>(1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物に関する動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「第 6.2-3 図(1)～(8) 動物の調査位置」に示す対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1)哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物に関する動物相の状況」の現地調査の調査地点に準じる。渡り鳥、希少猛禽類については、対象事業実施区域の上空を含めて広範囲に飛翔する可能性があることから、同区域から約 1.5km 程度の範囲内とする。</p>	<p>動物の生息環境を網羅する地点又は経路とした。</p>	
		<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物に関する動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>入手可能な最新の資料とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>①哺乳類</p> <p>フィールドサイン調査：春、夏、秋の 3 季に実施する。</p> <p>捕獲調査（シャーマントラップ）及び自動撮影調査：春、夏、秋の 3 季に実施する。</p> <p>コウモリ類捕獲調査：6 月～10 月に実施する。</p> <p>コウモリ類夜間調査：春、夏、秋の 3 季に実施する。</p> <p>コウモリ類音声モニタリング調査：春～秋に実施する。</p> <p>②鳥類</p> <p>a.鳥類</p> <p>ポイントセンサス法による調査：繁殖期に実施する。</p> <p>任意観察調査：春、夏、秋の 3 季に実施する。</p> <p>b.希少猛禽類の生息状況</p> <p>各月 1 回 3 日間程度の調査を基本とし、通年で実施する。なお、12 月～8 月は 2 年間調査を実施する。</p> <p>c.鳥類の渡り時の移動経路</p> <p>春季（3～5 月）及び秋季（9～11 月）の各月 3 日間に実施する。</p>	<p>動物の生息特性に応じて適切な時期及び期間とした。</p>	

第 6.2-2 表(27) 調査、予測及び評価の手法（動物）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	造成等の施工による一時的な影響	<p>動物の生息特性に応じて適切な時期及び期間とした。</p>
		地形変化及び施設の存在	
		施設の稼働	
		<p>③爬虫類 春、夏、秋の3季に実施する。</p> <p>④両生類 直接観察法は春、夏、秋の3季に実施する。 環境DNA調査に必要となる採水は春～夏に適宜実施する。</p> <p>⑤昆虫類 一般採集調査：春、夏、秋の3季に実施する。 ベイトトラップ法による調査：春、夏、秋の3季に実施する。 ライトトラップ法による調査：夏の1季に実施する。</p> <p>⑥魚類 春の1季に実施する。</p> <p>⑦底生動物 春の1季に実施する。 ※調査月については春（3～5月）、夏（6～8月）秋（9～11月）、冬（12～2月）とする。</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 「(1)哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物に関する動物相の状況」の現地調査の調査期間に準じる。</p>	
		6.予測の基本的な手法 環境保全措置を踏まえ、文献その他の資料調査及び現地調査に基づき、分布又は生息環境の改變の程度を把握した上で、重要な種及び注目すべき生息地への影響を予測する。特に、鳥類の衝突の可能性に関しては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省自然環境局野生生物課、平成23年、平成27年修正版）等に基づき、定量的に予測する。	
7.予測地域 調査地域のうち、重要な種が生息する地域及び注目すべき生息地が分布する地域とする。	造成等の施工による一時的な影響、又は地形変化及び施設の存在並びに施設の稼働による影響が想定される地域とした。		
8.予測対象時期等 (1) 造成等の施工による一時的な影響 造成等の施工による動物の生息環境への影響が最大となる時期とする。 (2) 地形変化及び施設の存在、施設の稼働 発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大になる時期とする。	造成等の施工による一時的な影響、又は地形変化及び施設の存在並びに施設の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。		
9.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 重要な種及び注目すべき生息地に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。		

第 6.2-2 表(28) 調査、予測及び評価の手法（動物）

項目	調査手法	内容
哺乳類	フィールドサイン調査	調査範囲を踏査し、生息個体の足跡、糞、食痕等の痕跡（フィールドサイン）を確認し、その位置を記録する直接観察及び生活痕跡、死体等の確認により出現種を記録する。重要な種及び注目すべき生息地が確認された場合はその個体数、確認位置、生息環境等を記録する。
	捕獲調査	各調査地点にシャーマントラップを 20 個、約 10m おきに設置し、フィールドサイン調査では確認し難いネズミ類等の小型哺乳類を捕獲する。捕獲した種については、種の判定根拠となるよう、種名、性別、体長、個体数等を記録する。
	自動撮影調査	調査範囲に出現する哺乳類がけもの道として利用しそうな林道や作業道に無人センサーカメラを設置し、けもの道を利用する動物を確認する。
	コウモリ類調査	捕獲調査
夜間調査		音声解析可能なバットディテクターを使用し、調査範囲内におけるコウモリ類の生息状況を確認する。
音声モニタリング調査		コウモリ類のエコロケーションパルスを可視化できるバットディテクター（Song Meter SM4BAT FS、Wildlife Acoustics 社製 等）及び適宜、エクステンションケーブルと外付けマイクを用いて、高高度の録音調査を 4 地点で実施する。マイクは樹高棒を活用し、樹冠部の 1 か所の高さにマイクを設置する。
鳥類	ポイントセンサス法による調査	設定したポイントにおいて、15 分間の観察を実施し、周囲半径 25m 内に出現する鳥類を直接観察、鳴き声等により確認し、種名、個体数、確認位置、確認高度、生息環境等を記録する。調査時間は早朝から数時間とし、各ポイント 2 日間実施する。
	任意観察調査	調査範囲を踏査し、出現した種名を記録する。適宜周辺環境に応じて任意踏査を実施する。重要な種及び注目すべき生息地が確認された場合はその個体数、確認位置、生息環境等を記録する。
猛禽類	定点観察法による調査	定点の周囲を飛翔する希少猛禽類の状況、飛翔高度等を記録する。
渡り鳥	定点観察法による調査	日の出前後及び日没前後を中心とした時間帯に、調査定点付近を通過する猛禽類、小鳥類等の渡り鳥の飛翔ルート、飛翔高度等を記録する。
爬虫類・両生類	直接観察調査	調査範囲を踏査し、爬虫類及び両生類の直接観察、抜け殻、死骸等の確認により、出現種を記録する。重要な種及び注目すべき生息地が確認された場合はその個体数、確認位置、生息環境等を記録する。なお、両生類に関する調査では、繁殖に適した場所を任意で探索し、位置、確認種等を記録する。
両生類	環境 DNA 調査	調査地点において採水し、オオサンショウウオを対象として環境 DNA 解析を行い生息の可能性を確認する。採水については、生息確認のため 1 回実施し、検出されない場合は 2 回目を実施する。2 回実施しても出現しなかったところは可能な範囲で現地踏査を行い確認に努める。各調査地点は概ね合流点に位置するため、採水は両方の河川を対象に実施する。
昆虫類	一般採集調査	調査範囲を踏査し、直接観察法、スウィーピング法、ビーティング法等の方法により採集を行う。重要な種及び注目すべき生息地が確認された場合はその個体数、確認位置、生息環境等を記録する。採集された昆虫類は基本的に室内で検鏡・同定する。
	ベイトトラップ法による調査	調査地点において、誘引物をプラスチックコップ等に入れ、口が地表面と同じになるように埋設し、地表徘徊性の昆虫類を捕獲する。採集された昆虫類は室内で検鏡・同定する。
	ライトトラップ法による調査	調査地点において、ブラックライトを用いた捕虫箱（ボックス法）を設置し、夜行性の昆虫を誘引し、採集する。捕虫箱は夕方から日没時にかけて設置し、翌朝回収する。採集された昆虫類は室内で検鏡・同定する。
魚類	捕獲調査	特別採捕許可を取得し、投網、さで網、たも網、定置網等による捕獲調査を実施する。
底生動物	定性採集調査	石礫の間や下、砂泥、落葉の中、抽水植物群落内等、様々な環境を対象とし、たも網等を用いて採集を行う。

第 6.2-2 表 (29) 哺乳類調査地点設定根拠
(小型哺乳類捕獲調査・自動撮影調査)

調査方法	調査地点	環境 (植生)	設定根拠
小型哺乳類捕獲調査 (シャーマントラップ)、 自動撮影調査	ST1	耕作地 (水田)	主に耕作地 (水田) に生息する小型哺乳類を確認するために選定した。
	ST2	コナラ林	主にコナラ林に生息する小型哺乳類を確認するために選定した。
	ST3	植林 (ヒノキ林)	主に植林 (ヒノキ林) に生息する小型哺乳類を確認するために選定した。
	ST4	伐採跡	主に伐採跡に生息する小型哺乳類を確認するために選定した。
	ST5	アカマツ林	主にアカマツ林に生息する小型哺乳類を確認するために選定した。
	ST6	ケヤキ林	主にケヤキ林に生息する小型哺乳類を確認するために選定した。
	ST7	植林 (ヒノキ林)	主に植林 (ヒノキ林) に生息する小型哺乳類を確認するために選定した。
	ST8	耕作地 (畑)	主に耕作地 (畑) に生息する小型哺乳類を確認するために選定した。
	ST9	アカマツ林	主にアカマツ林に生息する小型哺乳類を確認するために選定した。
	ST10	植林 (スギ林)	主に植林 (スギ林) に生息する小型哺乳類を確認するために選定した。
	ST11	伐採跡	主に伐採跡に生息する小型哺乳類を確認するために選定した。
	ST12	植林 (スギ林)	主に植林 (スギ林) に生息する小型哺乳類を確認するために選定した。
	ST13	耕作地 (放棄水田)	主に耕作地 (放棄水田) に生息する小型哺乳類を確認するために選定した。
	ST14	シイ・カシ二次林	主にシイ・カシ二次林に生息する小型哺乳類を確認するために選定した。
	ST15	コナラ林	主にコナラ林に生息する小型哺乳類を確認するために選定した。

注：環境 (植生) は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」の凡例に従った。

第 6.2-2 表 (30) 哺乳類調査地点設定根拠 (コウモリ類調査)

調査方法	調査地点	環境 (植生)	設定根拠
捕獲調査 (ハープトラップ、かすみ網)	C1	アカマツ林	主にアカマツ林に生息するコウモリ類を確認するために設定した。
	C2	ため池脇	主に樹林に生息、またはため池周辺を飛翔するコウモリ類を確認するために設定した。
	C3	コナラ林	主にコナラ林に生息するコウモリ類を確認するために設定した。
	C4	植林 (スギ林)	主に植林 (スギ林) に生息するコウモリ類を確認するために設定した。
音声モニタリング調査	JT1	植林	主に植林に生息するコウモリ類を確認するために設定した。
	JT2	植林	主に植林に生息するコウモリ類を確認するために設定した。
	JT3	コナラ林	主にコナラ林に生息するコウモリ類を確認するために設定した。
	JT4	コナラ林	主にコナラ林に生息するコウモリ類を確認するために設定した。

注：環境 (植生) は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」の凡例に従った。

第 6.2-2 表(31) 鳥類調査地点設定根拠 (ポイントセンサス法)

調査方法	調査地点	環境 (植生)	設定根拠
ポイントセンサス法	P1	コナラ林	主にコナラ林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P2	植林 (ヒノキ林)	主に植林 (ヒノキ林) に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P3	コナラ林	主にコナラ林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P4	植林 (ヒノキ林)	主に植林 (ヒノキ林) に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P5	伐採跡	主に伐採跡に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P6	アカマツ林	主にアカマツ林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P7	アカマツ林	主にアカマツ林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P8	コナラ林	主にコナラ林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P9	植林 (ヒノキ林)	主に植林 (ヒノキ林) に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P10	アカマツ林	主にアカマツ林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P11	アカマツ林	主にアカマツ林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P12	アカマツ林	主にアカマツ林に生息する鳥類を確認するために設定した。
	P13	コナラ林	主にアカマツ林に生息する鳥類を確認するために設定した。

注：環境 (植生) は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」の凡例に従った。

第 6.2-2 表(32) 昆虫類調査地点設定根拠（ライトトラップ法・ベイトトラップ法）

調査方法		調査地点	環境（植生）	設定根拠
ベイト トラップ法	ライト トラップ法			
○	○	K1	耕作地（水田）	主に耕作地（水田）に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	—	K2	コナラ林	主にコナラ林に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	—	K3	植林（ヒノキ林）	主に植林（ヒノキ林）に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	○	K4	伐採跡	主に伐採跡に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	○	K5	アカマツ林	主にアカマツ林に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	○	K6	ケヤキ林	主にケヤキ林に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	○	K7	植林（ヒノキ林）	主に植林（ヒノキ林）に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	—	K8	耕作地（畑）	主に耕作地（畑）に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	—	K9	アカマツ林	主にアカマツ林に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	○	K10	植林（スギ林）	主に植林（スギ林）に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	—	K11	伐採跡	主に伐採跡に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	—	K12	植林（スギ林）	主に植林（スギ林）に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	○	K13	耕作地（放棄水田）	主に耕作地（放棄水田）に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	—	K14	シイ・カシ二次林	主にシイ・カシ二次林に生息する昆虫類を確認するために設定した。
○	○	K15	コナラ林	主にコナラ林に生息する昆虫類を確認するために設定した。

注：環境（植生）は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」の凡例に従った。

第 6. 2-2 表 (33) 環境 DNA 調査地点設定根拠

調査方法	調査地点	設定根拠
環境 DNA 調査 (採水)	O1	文献調査で確認されている河川で、オオサンショウウオの生息の可能性が考えられるため設定した。
	O2	文献調査で確認されている河川で、オオサンショウウオの生息の可能性が考えられるため設定した。
	O3	文献調査で確認されている河川で、オオサンショウウオの生息の可能性が考えられるため設定した。
	O4	文献調査で確認されている河川で、オオサンショウウオの生息の可能性が考えられるため設定した。
	O5	文献調査で確認されている河川で、オオサンショウウオの生息の可能性が考えられるため設定した。
	O6	文献調査で確認されている河川で、オオサンショウウオの生息の可能性が考えられるため設定した。
	O7	文献調査で確認されている河川で、オオサンショウウオの生息の可能性が考えられるため設定した。
	O8	文献調査で確認されている河川で、オオサンショウウオの生息の可能性が考えられるため設定した。
	O9	文献調査で確認されている河川で、オオサンショウウオの生息の可能性が考えられるため設定した。
	O10	文献調査で確認されている河川で、オオサンショウウオの生息の可能性が考えられるため設定した。
	O11	文献調査で確認されている河川で、オオサンショウウオの生息の可能性が考えられるため設定した。
	O12	文献調査で確認されている河川で、オオサンショウウオの生息の可能性が考えられるため設定した。

第 6. 2-2 表 (34) 魚類及び底生動物調査地点設定根拠

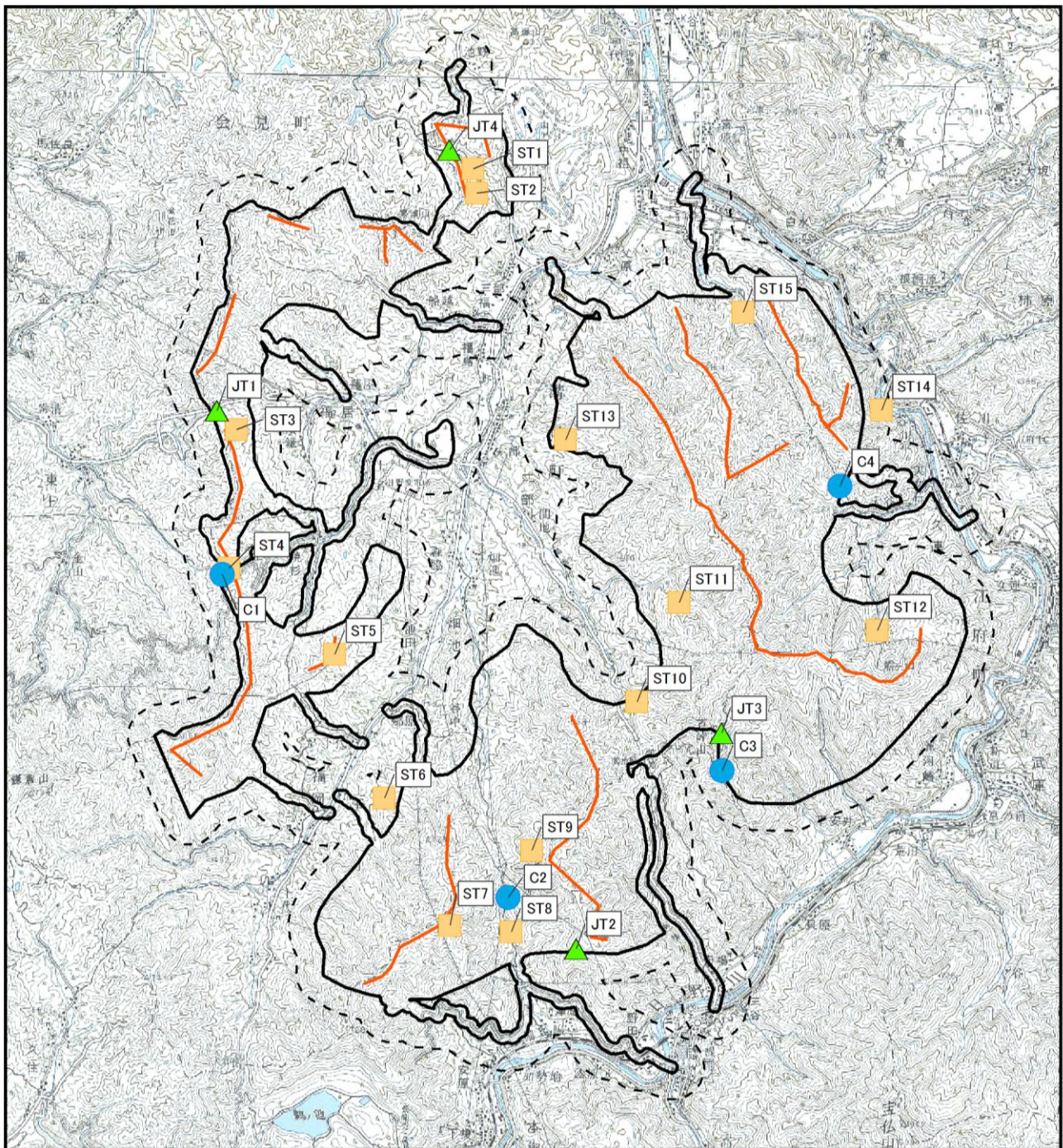
調査方法	調査地点	設定根拠
捕獲調査及び定性採集調査	W1	藤谷川支流の上流域に設定した。
	W2	野上川支流の上流域に設定した。
	W3	野上川支流の上流域に設定した。
	W4	野上川支流の上流域に設定した。
	W5	舟場川本流の上流域に設定した。
	W6	津地川本流の上流域と溜池に設定した。
	W7	寺谷川本流の上流域に設定した。
	W8	大谷川支流の上流域に設定した。
	W9	谷山川本流の上流域やため池に設定した。
	W10	鉦原川本流の上流域に設定した。
	W11	東長田川支流の上流域に設定した。
	W12	ため池に設定した。
	W13	ため池に設定した。

第 6.2-2 表 (35) 鳥類調査地点設定根拠 (希少猛禽類調査)



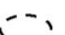



調査方法	調査地点	設定根拠
定点観察法	St.1	主に北方向の視界が良好なことから設定した。
	St.2	北方向から南まで広範囲に視野の取れることから設定した。
	St.3	東方向の視界が良好なことから設定した。
	St.4	南北に広く視野が良好なことから設定した。
	St.5	南北に広く視界が良好なことから設定した。
	St.6	北～南方向の視界が良好なことから設定した。
	St.7	西～北方向の視野がとれることから設定した。
	St.8	東方向の視界が良好なことから設定した。
	St.9	南方向の視界が良好なことから設定した。
	St.10	南方向の視界が良好なことから設定した。
	St.11	東～南方向の視界が良好なことから設定した。
	St.12	西～北方向の視界が良好なことから設定した。

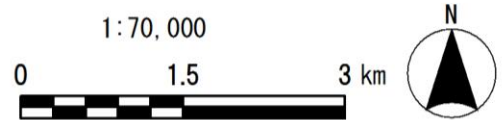
第 6.2-2 表 (36) 鳥類調査地点設定根拠 (鳥類の渡り時の移動経路調査)

調査方法	調査地点	設定根拠
定点観察法	Wt.1	東方向の視界が良好なことから設定した。
	Wt.2	北方向の視界が良好なことから設定した。
	Wt.3	北から南東方向まで広範囲に視野が取れることから設定した。



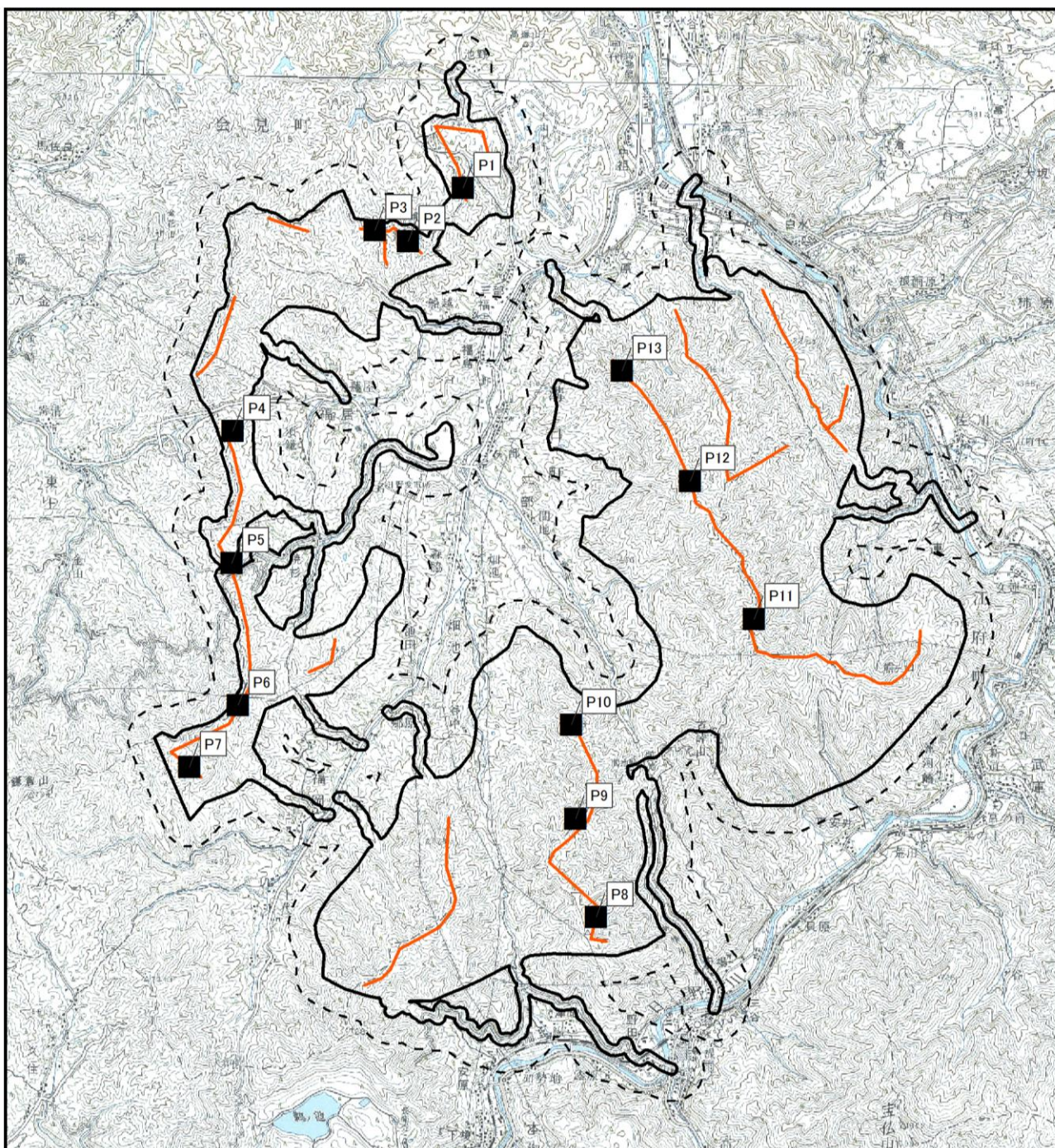
凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査範囲
-  哺乳類トラップ・自動撮影調査地点 (ST1～ST15)
-  コウモリ類捕獲地点 (C1～C4)
-  コウモリ類音声モニタリング調査 (JT1～JT4)







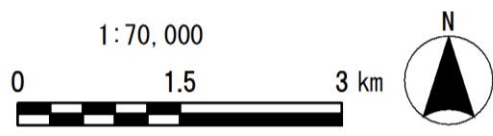
注：各調査地点は現地の状況、計画の状況を踏まえ適宜修正する。

第 6.2-3 図 (1) 動物の調査位置及び調査範囲 (哺乳類)



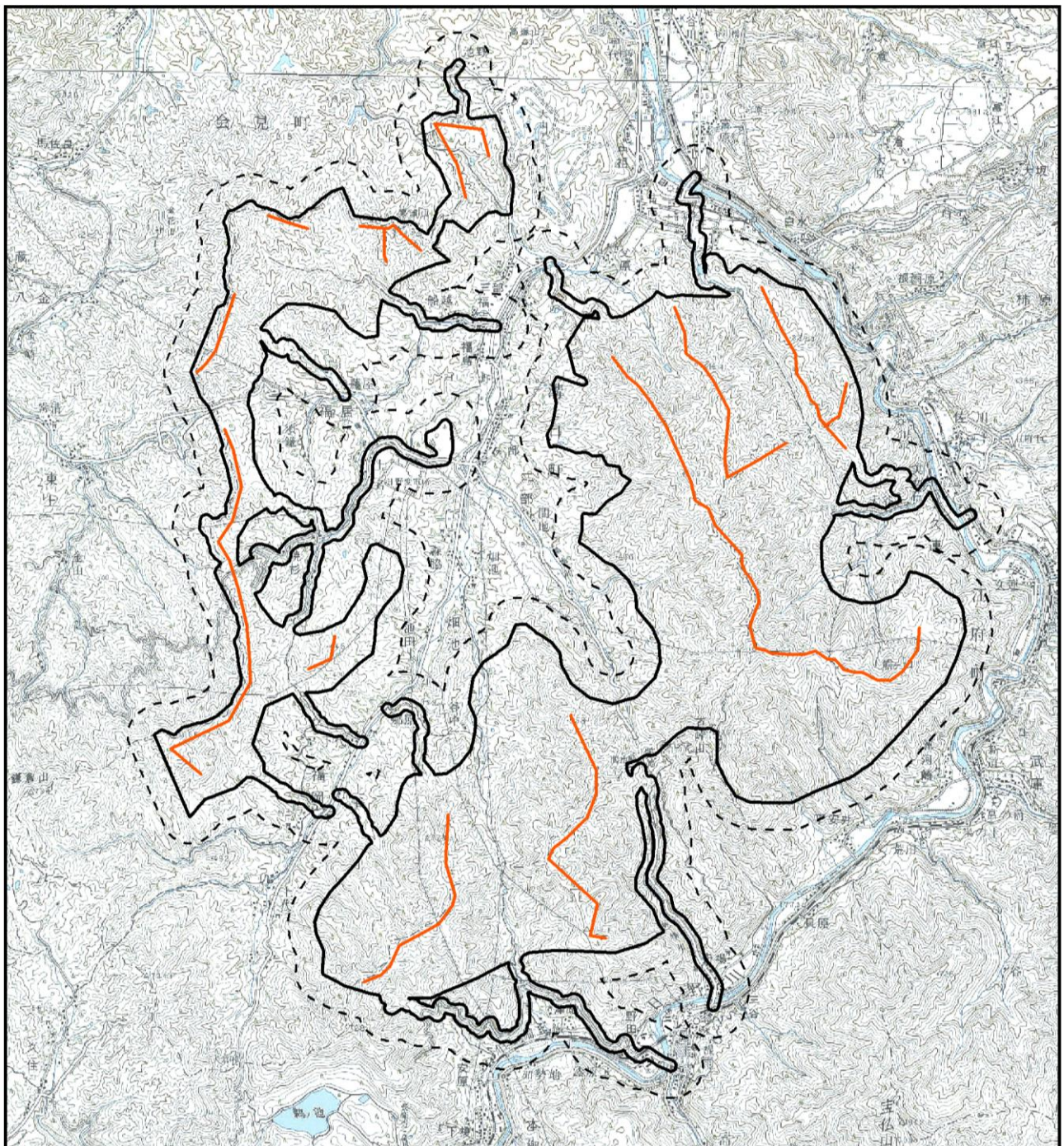
凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査範囲
-  ポイントセンサス調査地点 (P1～P13)






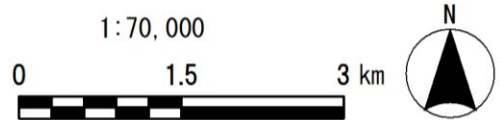
注：各調査地点は現地の状況、計画の状況を踏まえ適宜修正する。

第 6.2-3 図(2) 動物の調査位置及び調査範囲 (鳥類)



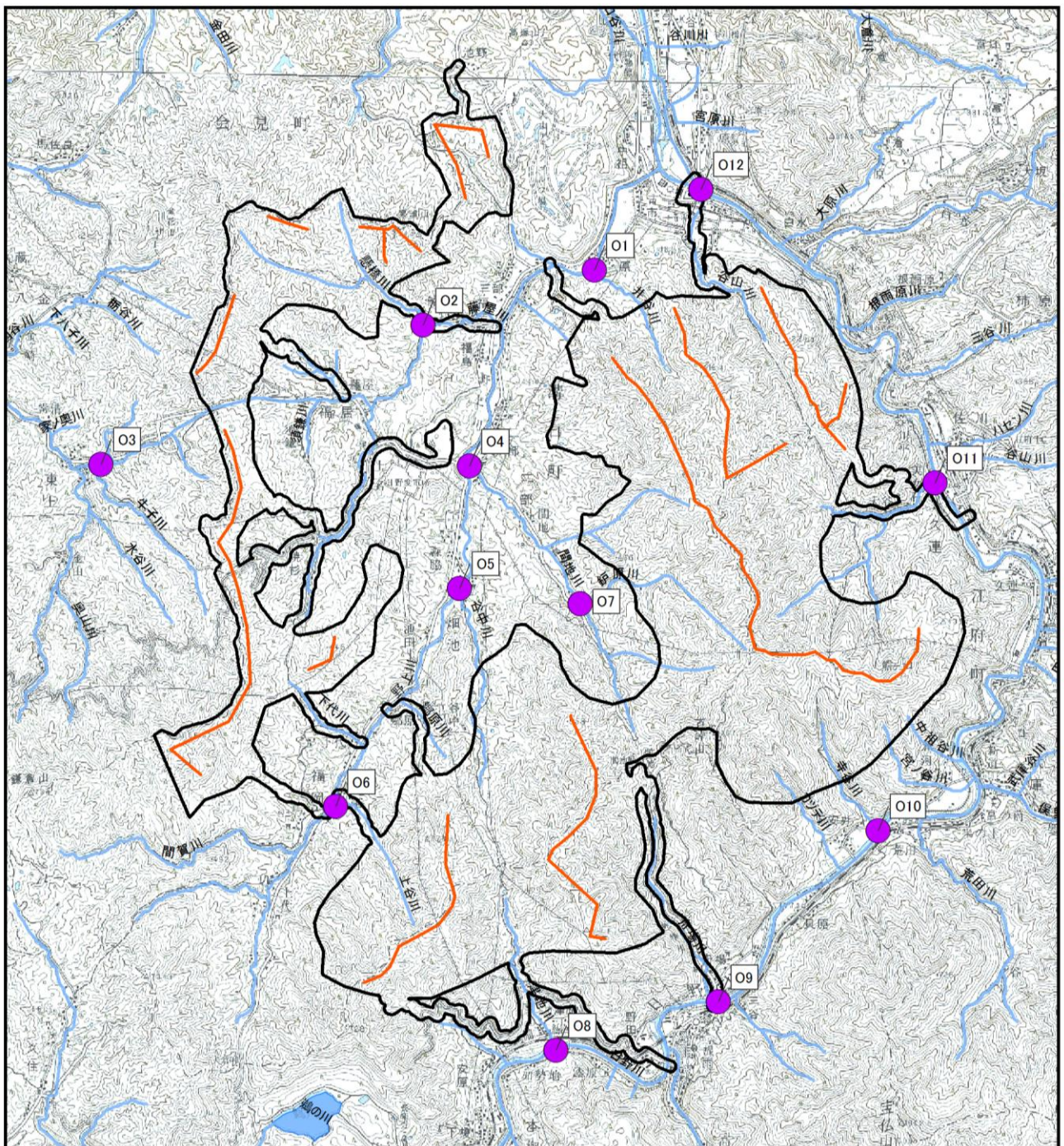
凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査範囲






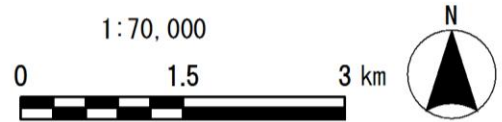
注：踏査ルートは現地の状況、計画の状況を踏まえ適宜修正する。

第 6.2-3 図 (3) 動物の調査範囲（爬虫類・両生類）

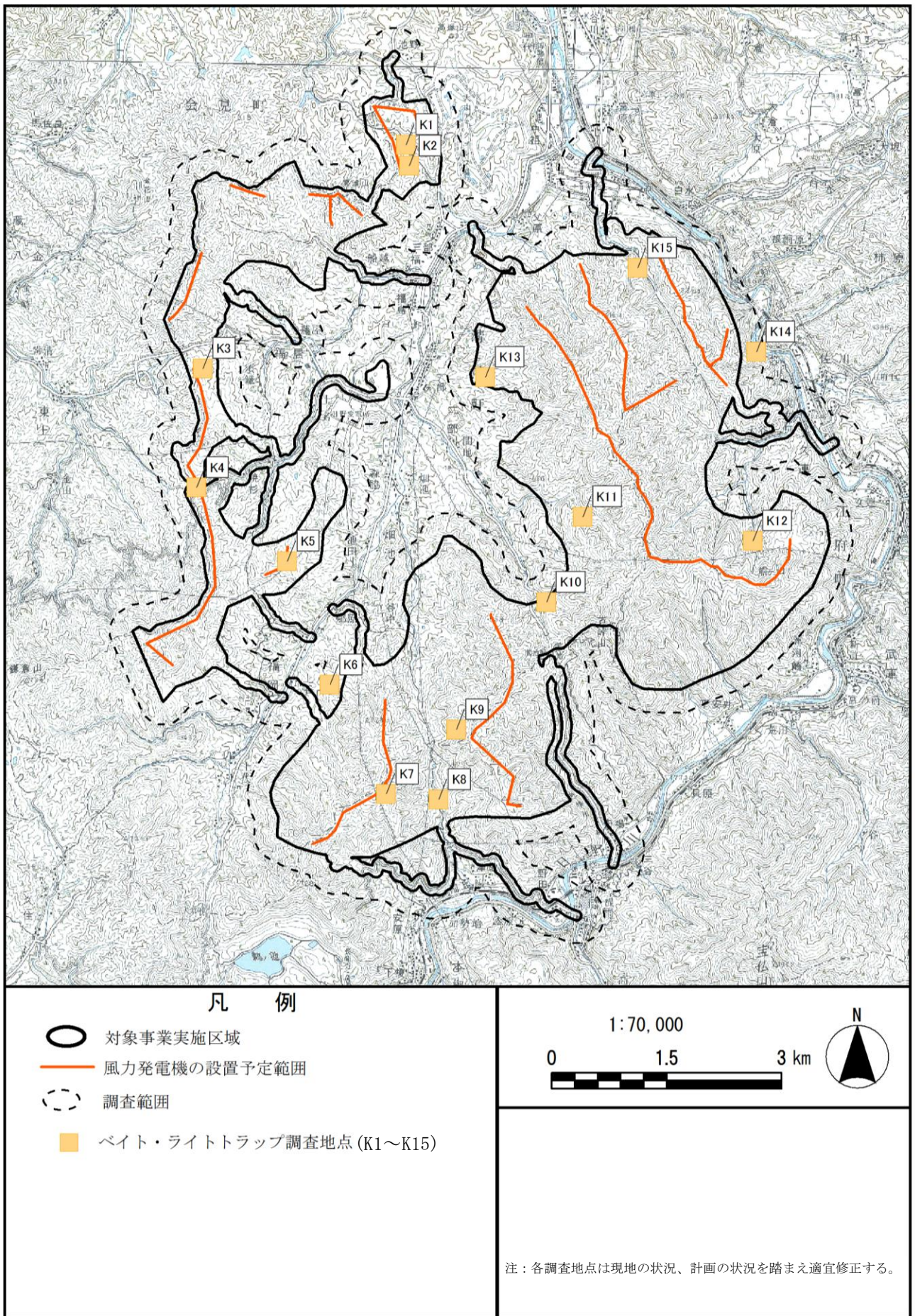


凡 例

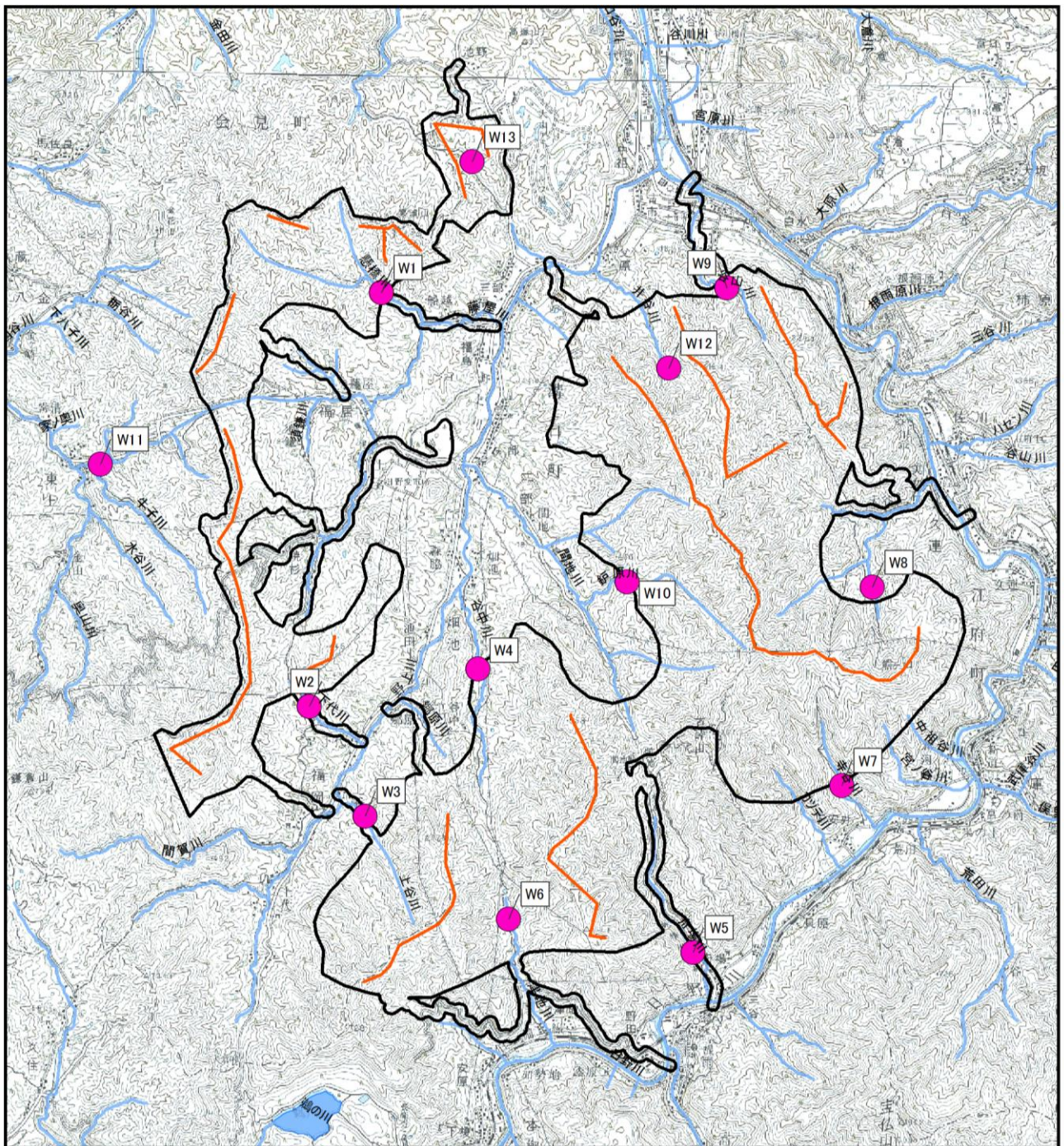
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  環境DNA調査地点 (O1～O12)






第 6.2-3 図(4) 動物の調査範囲 (環境 DNA)



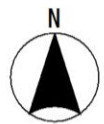
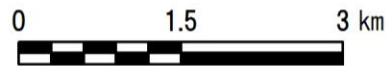
第 6.2-3 図 (5) 動物の調査位置及び調査範囲 (昆虫類)



凡 例

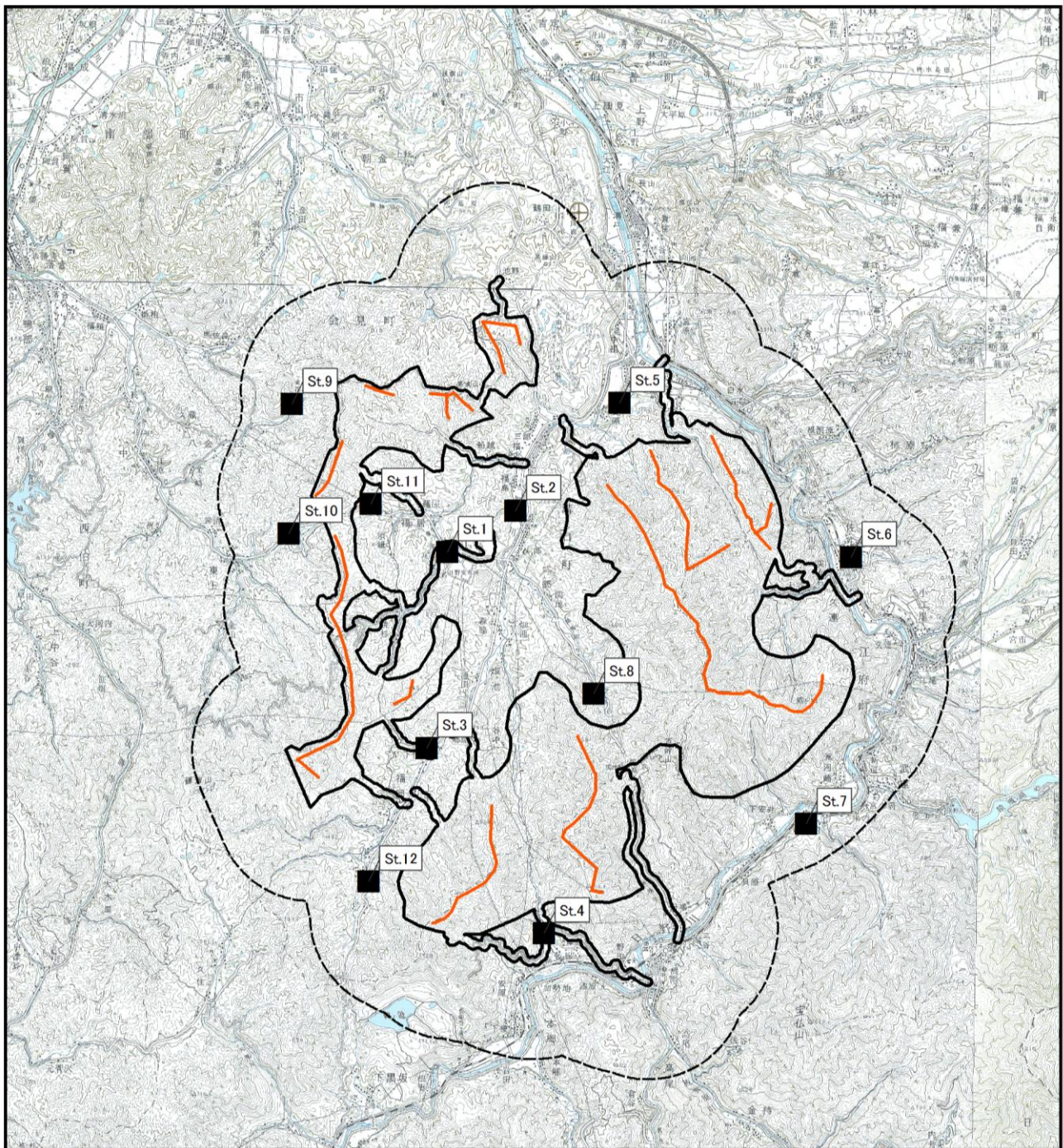
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  魚類・底生動物調査地点 (W1～W13)

1:70,000



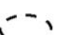



注：各調査地点は現地の状況、計画の状況を踏まえ適宜修正する。

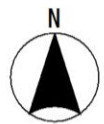
第 6.2-3 図(6) 動物の調査位置 (魚類及び底生動物)



凡 例

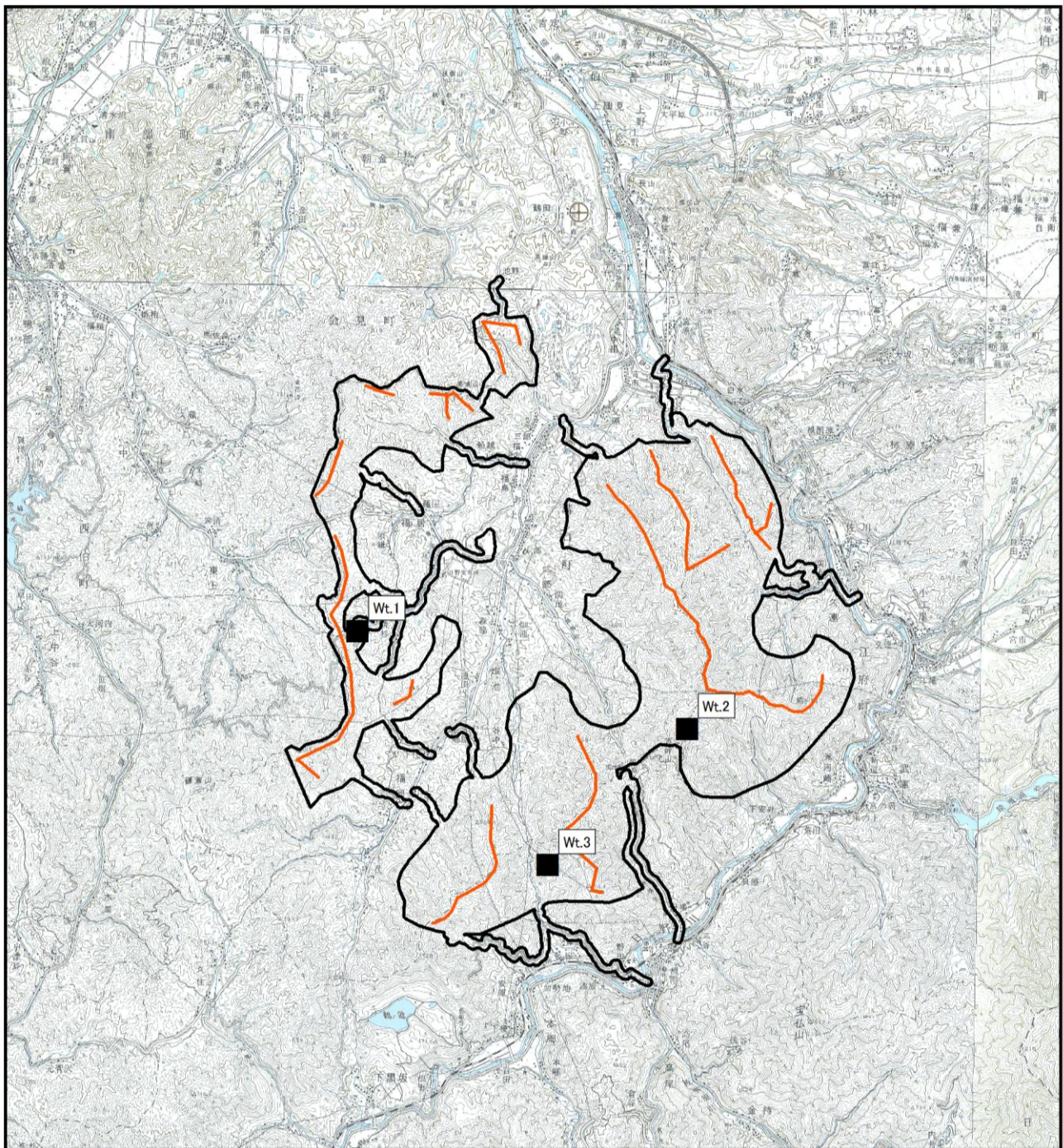
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査範囲
-  猛禽類調査地点 (St. 1～St. 12)

1:100,000






注：調査地点は鳥類の出現状況に応じて適宜設定し、複数選定する。

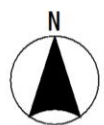
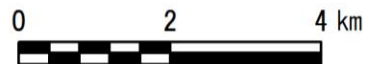
第 6.2-3 図(7) 動物の調査位置 (希少猛禽類の生息状況)



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  渡り鳥調査地点 (Wt. 1~Wt. 3)

1:100,000



注：調査地点は鳥類の出現状況に応じて適宜設定し、複数選定する。

第 6.2-3 図(8) 動物の調査位置及び調査範囲（鳥類の渡り時の移動経路）

第 6.2-2 表(37) 調査、予測及び評価の手法（植物）

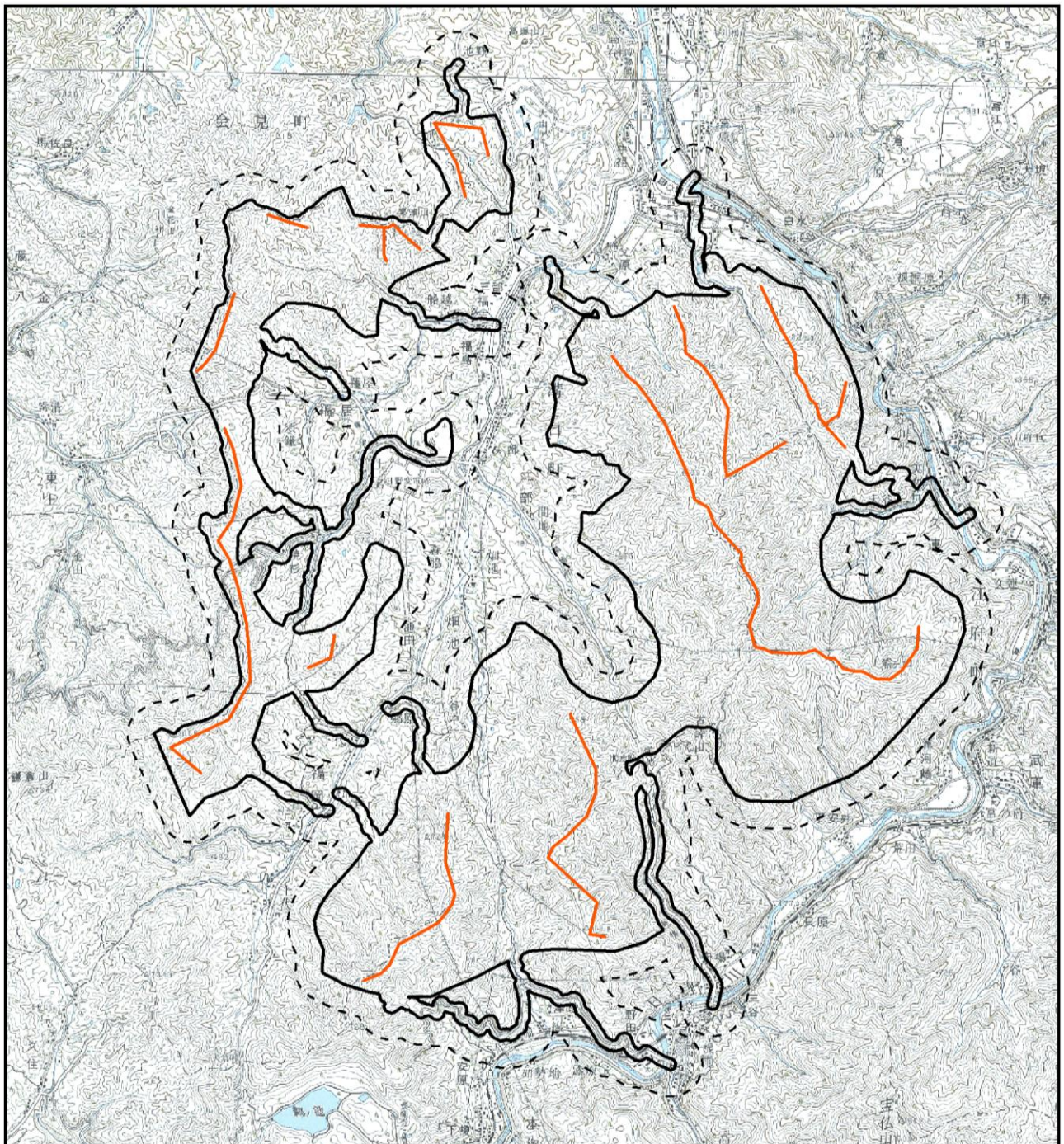
環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
植 物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）	造成等の施工による一時的な影響	1.調査すべき情報 (1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 (2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
		地形変化及び施設の存在	2.調査の基本的な手法 (1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 「第 6-7 回自然環境保全基礎調査－植生調査－」（環境省 HP）等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 【現地調査】 以下の方法による現地調査を行い、調査結果の整理及び解析を行う。 ①植物相 目視観察調査 ②植生 ブラウンプランクの植物社会学的植生調査法 (2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 「レッドデータブックとっとり 改訂版－鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物－」（鳥取県生活環境部公園自然課、平成 24 年等）による情報収集並びに該当資料の整理を行う。 【現地調査】 「(1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況」の現地調査において確認された種及び群落から、重要な種及び重要な群落の分布について、整理及び解析を行う。	一般的な手法とした。
			3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。 ※現地調査の植物の調査範囲は「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年）では対象事業実施区域から 250m 程度、「面整備事業環境影響評価マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成 11 年）では同区域から 200m 程度が目安とされており、これらを包含する 300m 程度の範囲とした。	植物に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
			4.調査地点 (1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 【現地調査】 「第 6.2-4 図 植物の調査位置」に示す対象事業実施区域及びその周囲約 300m の範囲内の経路等とする。 (2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 【現地調査】 「(1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況」の現地調査と同じ地点とする。	植物の生育環境を網羅する地点又は経路とした。

第 6.2-2 表(38) 調査、予測及び評価の手法（植物）




環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
植 物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）	造成等の施工による一時的な影響 地形変化及び施設の存在	5.調査期間等 (1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 ①植物相 春、夏、秋の3季に実施する。 ②植生 夏、秋の2季に実施する。 ※調査月については春（3～5月）、夏（6～8月）秋（9～11月）とする。 (2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 「(1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況」と同じ期間とする。	植物の生育特性に応じて適切な時期及び期間とした。
		6.予測の基本的な手法 環境保全措置を踏まえ、文献その他の資料調査及び現地調査に基づき、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、重要な種及び重要な群落への影響を予測する。	影響の程度や種類に応じて環境影響の量的又は質的な変化の程度を推定するための手法とした。	
		7.予測地域 「3.調査地域」のうち、重要な種及び重要な群落の生育又は分布する地域とする。	造成等の施工による一時的な影響、又は地形変化及び施設の存在による影響が想定される地域とした。	
		8.予測対象時期等 (1) 造成等の施工による一時的な影響 造成等の施工による植物の生育環境への影響が最大となる時期とする。 (2) 地形変化及び施設の存在 全ての風力発電施設等が完成した時期とする。	造成等の施工による一時的な影響、又は地形変化及び施設の存在による影響を的確に把握できる時期とした。	
		9.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 重要な種及び重要な群落に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。	

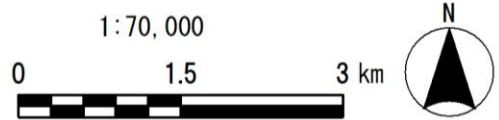
第 6.2-2 表(39) 調査、予測及び評価の手法（植物）

項目	調査手法	内容
植物相	目視観察調査	調査地域の範囲を、樹林、草地における主要な群落を網羅するよう踏査する。その他の箇所については、随時補足的に踏査する。目視により確認された植物種（シダ植物以上の高等植物）の種名と生育状況を調査票に記録する。
植生	ブラウーンブランケの植物社会学的植生調査法	調査地域内に存在する各植物群落を代表する地点において、ブラウーンブランケの植物社会学的方法に基づき、コドラート内の各植物の被度・群度を記録することにより行う。コドラートの大きさは、対象とする群落により異なるが、樹林地で 10m×10m から 20m×20m、草地で 1m×1m から 3m×3m 程度をおおよその目安とする。各コドラートについて生育種を確認し、階層の区分、各植物の被度・群度を記録し、群落組成表を作成する。
	現存植生図の作成	文献その他の資料、空中写真等を用いて予め作成した植生判読素図を、現地調査により補完し作成する。図化精度は 1/25,000 程度とする。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査範囲



注：1. 植物調査の踏査ルートは、現状の状況により適宜設定する。
 2. 植生調査の調査地点数は、現状の状況を踏まえ適宜修正する。

第 6.2-4 図(1) 植物の調査範囲 (植物相及び植生)

第 6.2-2 表(40) 調査、予測及び評価の手法（生態系）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
生態系	地域を特徴づける生態系 地形変化及び施設の存在 施設の稼働	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>①上位性の注目種：クマタカ</p> <p>②典型性の注目種：タヌキ</p> <p>③特殊性の注目種：特殊な環境が存在しないことから選定しない。 ※上位性、典型性の種については現地の確認状況により変更となる可能性がある。</p>	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
		<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 地形の状況、動物、植物の文献その他の資料調査から動植物その他の自然環境に係る概況の整理を行う。</p> <p>【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとする。</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 動物及び植物の文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】 以下の方法による現地調査を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>①クマタカ（上位性の注目種）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息状況調査：定点観察法による調査 ・餌資源量調査：任意踏査（ノウサギ、ヤマドリ、ヘビ類） 糞粒法（ノウサギ） <p>②タヌキ（典型性の注目種）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息状況調査：フィールドサイン調査 ・餌資源量調査： 捕獲調査（地表徘徊性昆虫類） 捕獲調査（土壌動物） 	一般的な手法とした。
		<p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	生態系に係る環境影響を受けるおそれがある地域とした。
		<p>4.調査地点</p> <p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとする。</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>【現地調査】 「第 6.2-6 図(1)～(3) 生態系の調査位置及び調査範囲」に示す対象事業実施区域及びその周囲の経路、調査地点等とする。</p>	注目種等が適切に把握できる地点等とした。

第 6.2-2 表(41) 調査、予測及び評価の手法（生態系）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
生態系	地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	<p>注目種の生態的特性を踏まえた期間とした。</p>	
		地形変化及び施設の存在		
		施設の稼働		
		5.調査期間等		<p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとする。</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 現地調査を行い、調査結果の整理及び解析を行う。 ①クマタカ（上位性の注目種） ・生息状況調査 「希少猛禽類調査」として実施する調査期間に実施する。 ・餌資源量調査 春、夏、秋の3季に実施する。 ②タヌキ（典型性の注目種） ・生息状況調査 「哺乳類調査」として実施し、春、夏、秋の3季に実施する。 ・餌資源量調査 「昆虫類調査」のベイトトラップ法による調査、土壌動物調査として実施し、春、夏、秋の3季に実施する。 ※調査月については春（3～5月）、夏（6～8月）秋（9～11月）、冬（12～2月）とする。</p>
		6.予測の基本的な手法		<p>環境保全措置を踏まえ、文献その他の資料調査及び現地調査に基づき、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、上位性注目種の好適営巣環境の変化や典型性注目種の行動圏の変化等を推定し、影響を予測する。 現地調査結果から影響予測までの流れについては、影響予測及び評価フロー図（第 6.2-5 図）のとおりである。</p>
7.予測地域	<p>調査地域のうち、注目種等の生息・生育又は分布する地域とする。</p>	造成等の施工による一時的な影響、又は地形変化及び施設の存在並びに施設の稼働による影響が想定される地域とした。		
8.予測対象時期等	<p>(1) 造成等の施工による一時的な影響 造成等の施工による注目種の餌場・繁殖地・生息地への影響が最大となる時期とする。</p> <p>(2) 地形変化及び施設の存在、施設の稼働 発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大になる時期とする。</p>	造成等の施工による一時的な影響、又は地形変化及び施設の存在並びに施設の稼働による影響を的確に把握できる時期とした。		
9.評価の手法	<p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 地域を特徴づける生態系に関する影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p>	「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。		

第 6.2-2 表(42) 調査、予測及び評価の手法（生態系）

注目種	調査手法	内容	
クマタカ	生息状況調査	定点観察法による調査を実施し、生息状況や採餌、採餌行動等を記録する。	
	餌資源量調査	ノウサギ：季毎にコドラートを設置し糞粒回収を行う。 ヤマドリ・ヘビ類：任意踏査を実施し、確認された個体数、位置、環境のデータを記録する。	
タヌキ	生息状況調査	踏査によりタヌキの痕跡やため糞の確認や目撃などにより、その位置や確認環境等を記録する。	
	餌資源量調査	地表徘徊性昆虫類	ベイトトラップの各調査地点に 20 個のプラスチックコップ等を埋設し、捕獲された昆虫類の種名や個体数及び重量を記録する。調査地点は 15 地点を予定している。
		土壌動物	コドラート調査（50cm×50cm の方形区）において、落ち葉や土壌内の大型～中型の動物を採集し、種名や個体数及び重量を記録する。調査地点は 15 地点を予定している。

第 6.2-2 表(43) 生態系の調査地点の設定根拠（クマタカ：生息状況調査）

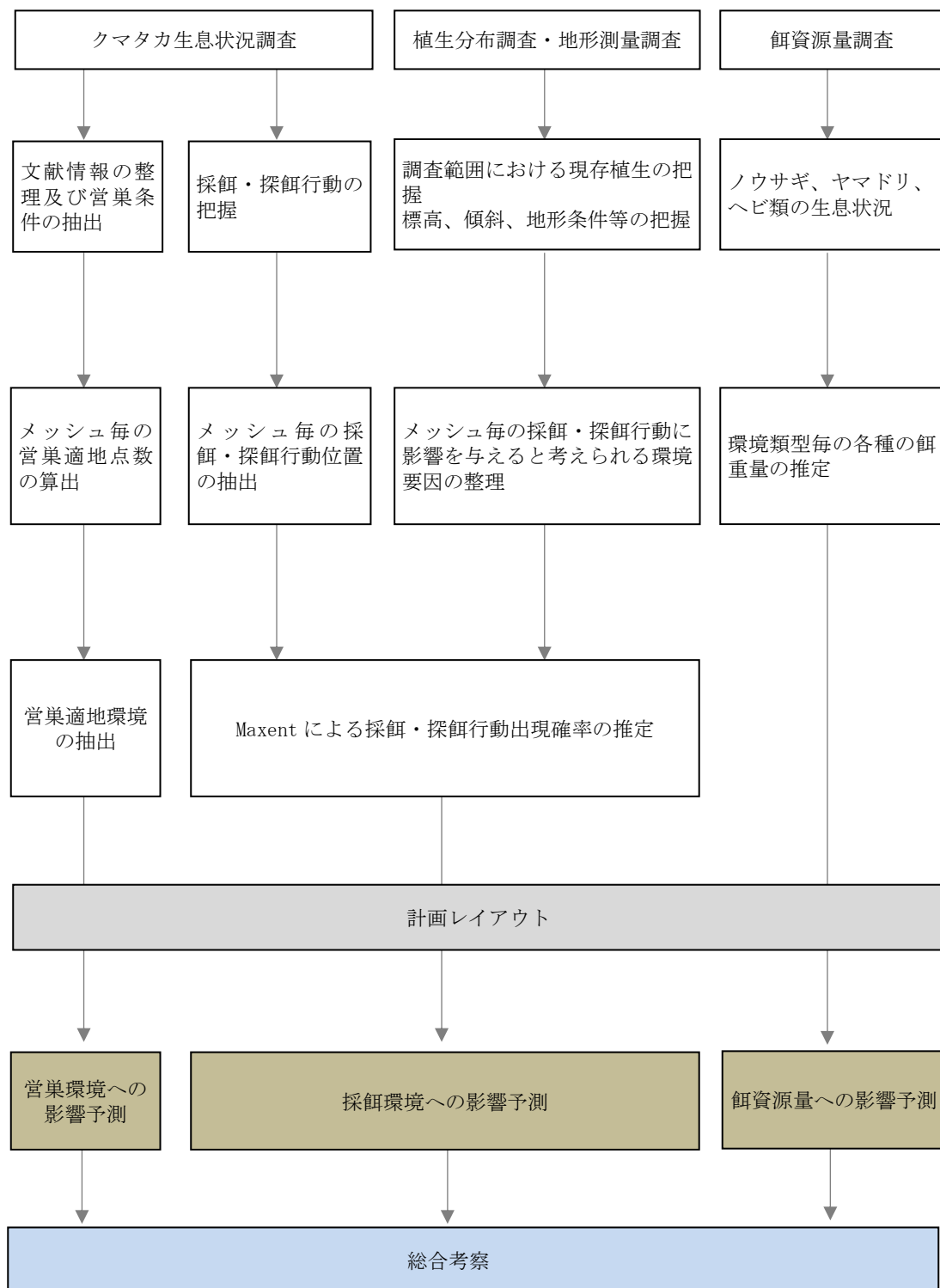
調査方法	調査地点	設定根拠
定点観察法	St.1	主に北方向の視界が良好なことから設定した。
	St.2	北方向から南まで広範囲に視野の取れることから設定した。
	St.3	東方向の視界が良好なことから設定した。
	St.4	南北に広く視野が取れることから設定した。
	St.5	南北に広く視界が良好なことから設定した。
	St.6	北～南方向の視界が良好なことから設定した。
	St.7	西～北方向の視野がとれることから設定した。
	St.8	東方向の視界が良好なことから設定した。
	St.9	南方向の視界が良好なことから設定した。
	St.10	南方向の視界が良好なことから設定した。
	St.11	東～南方向の視界が良好なことから設定した。
	St.12	西～北方向の視界が良好なことから設定した。

第 6.2-2 表(44) 生態系の調査地点の設定根拠（クマタカ：餌資源量調査）

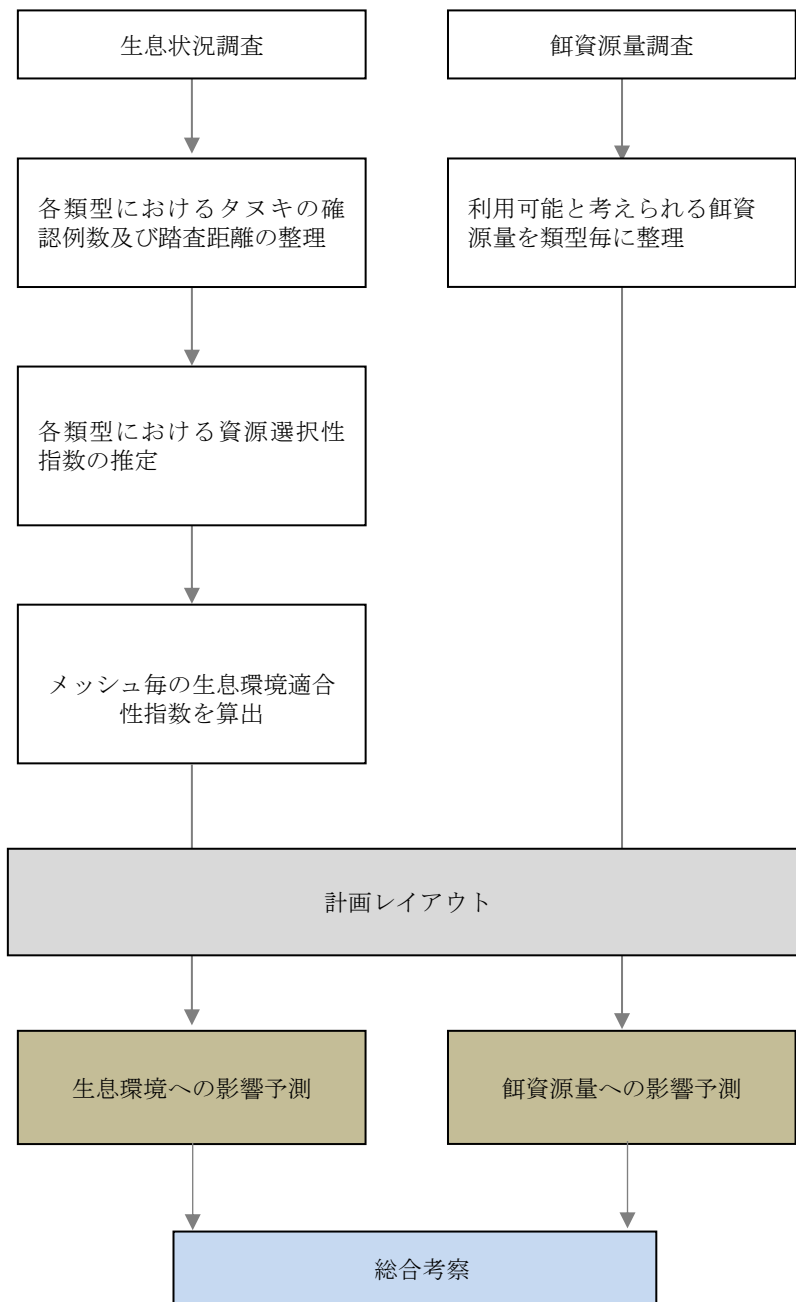
調査方法	調査地点	環境（植生）	設定根拠
糞粒法	M1	耕作地（水田）	主に耕作地（水田）に生息するノウサギを確認するために設定した。
	M2	コナラ林	主にコナラ林に生息するノウサギを確認するために設定した。
	M3	植林（ヒノキ林）	主に植林（ヒノキ林）に生息するノウサギを確認するために設定した。
	M4	伐採跡	主に伐採跡に生息するノウサギを確認するために設定した。
	M5	アカマツ林	主にアカマツ林に生息するノウサギを確認するために設定した。
	M6	ケヤキ林	主にケヤキ林に生息するノウサギを確認するために設定した。
	M7	植林（ヒノキ林）	主に植林（ヒノキ林）に生息するノウサギを確認するために設定した。
	M8	耕作地（畑）	主に耕作地（畑）に生息するノウサギを確認するために設定した。
	M9	アカマツ林	主にアカマツ林に生息するノウサギを確認するために設定した。
	M10	植林（スギ林）	主に植林（スギ林）に生息するノウサギを確認するために設定した。
	M11	伐採跡	主に伐採跡に生息するノウサギを確認するために設定した。
	M12	植林（スギ林）	主に植林（スギ林）に生息するノウサギを確認するために設定した。
	M13	耕作地（放棄水田）	主に耕作地（放棄水田）に生息するノウサギを確認するために設定した。
	M14	シイ・カシ二次林	主にシイ・カシ二次林に生息するノウサギを確認するために設定した。
	M15	コナラ林	主にコナラ林に生息するノウサギを確認するために設定した。

第 6.2-2 表(45) 生態系の調査地点の設定根拠 (タヌキ：餌資源量調査)

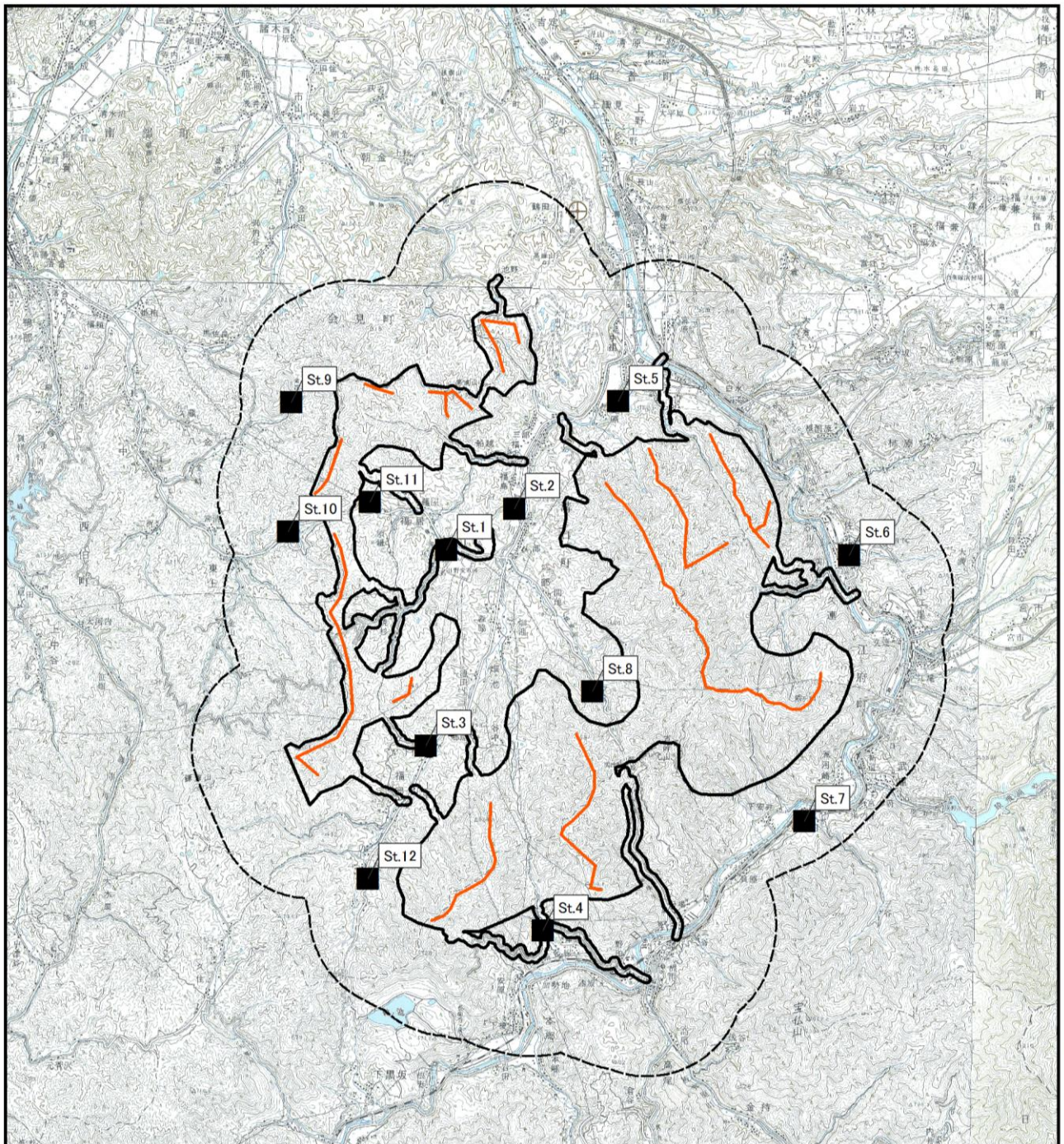
調査方法	調査地点	環境 (植生)	設定根拠
・ベイトトラップ法 ・土壌動物 (コドラート採集法)	K1	耕作地 (水田)	主に耕作地 (水田) に生息する昆虫類を確認するために設定した。
	K2	コナラ林	主にコナラ林に生息する昆虫類を確認するために設定した。
	K3	植林 (ヒノキ林)	主に植林 (ヒノキ林) に生息する昆虫類を確認するために設定した。
	K4	伐採跡	主に伐採跡に生息する昆虫類を確認するために設定した。
	K5	アカマツ林	主にアカマツ林に生息する昆虫類を確認するために設定した。
	K6	ケヤキ林	主にケヤキ林に生息する昆虫類を確認するために設定した。
	K7	植林 (ヒノキ林)	主に植林 (ヒノキ林) に生息する昆虫類を確認するために設定した。
	K8	耕作地 (畑)	主に耕作地 (畑) に生息する昆虫類を確認するために設定した。
	K9	アカマツ林	主にアカマツ林に生息する昆虫類を確認するために設定した。
	K10	植林 (スギ林)	主に植林 (スギ林) に生息する昆虫類を確認するために設定した。
	K11	伐採跡	主に伐採跡に生息する昆虫類を確認するために設定した。
	K12	植林 (スギ林)	主に植林 (スギ林) に生息する昆虫類を確認するために設定した。
	K13	耕作地 (放棄水田)	主に耕作地 (放棄水田) に生息する昆虫類を確認するために設定した。
	K14	シイ・カシ二次林	主にシイ・カシ二次林に生息する昆虫類を確認するために設定した。
	K15	コナラ林	主にコナラ林に生息する昆虫類を確認するために設定した。







第 6.2-5 図(1) クマタカ（上位性）の影響予測及び評価フロー図



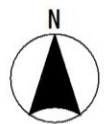
第 6.2-5 図(2) タヌキ（典型性）生態系の影響予測及び評価フロー図



凡 例

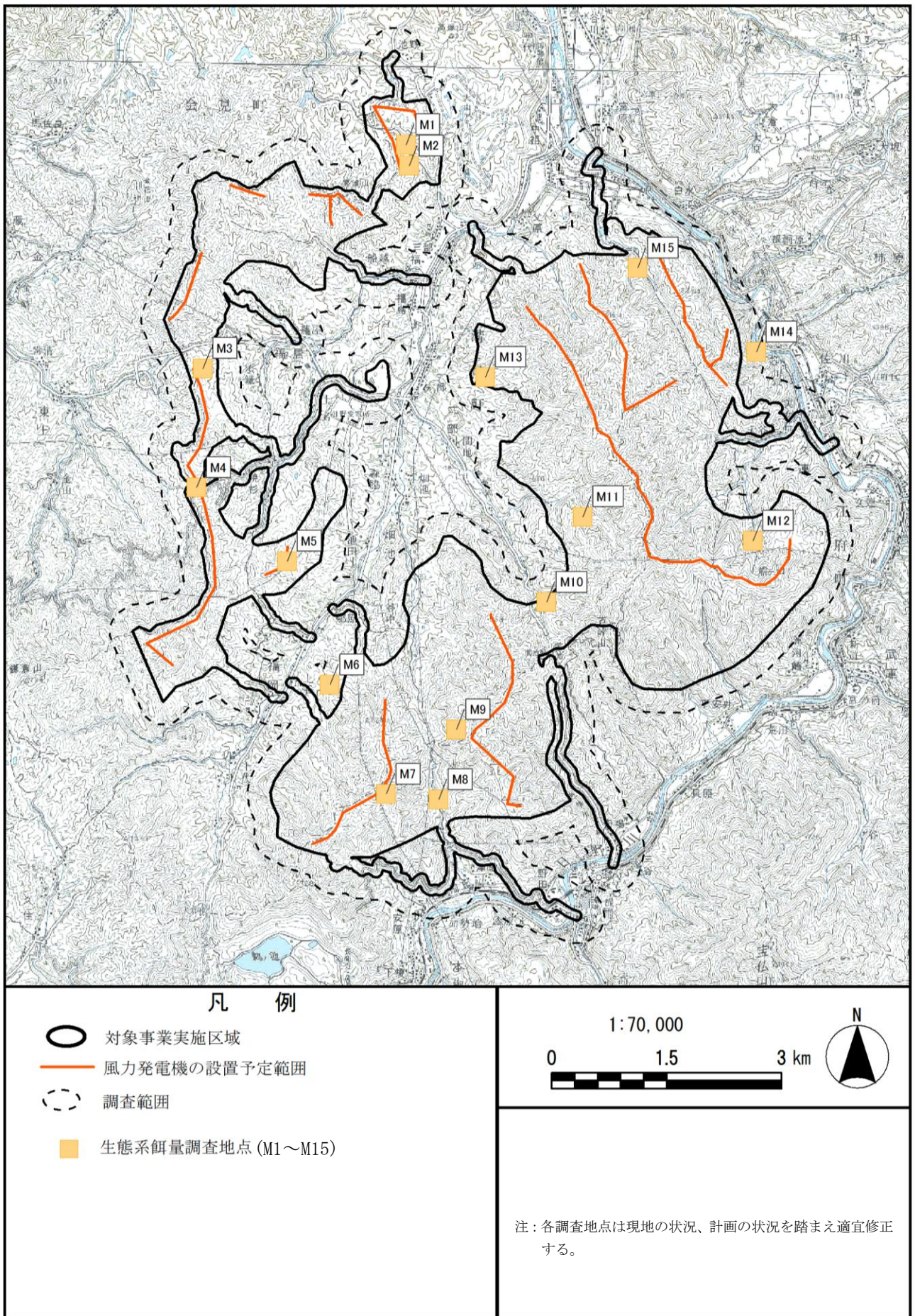
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  調査範囲
-  猛禽類調査地点 (St. 1～St. 12)

1:100,000

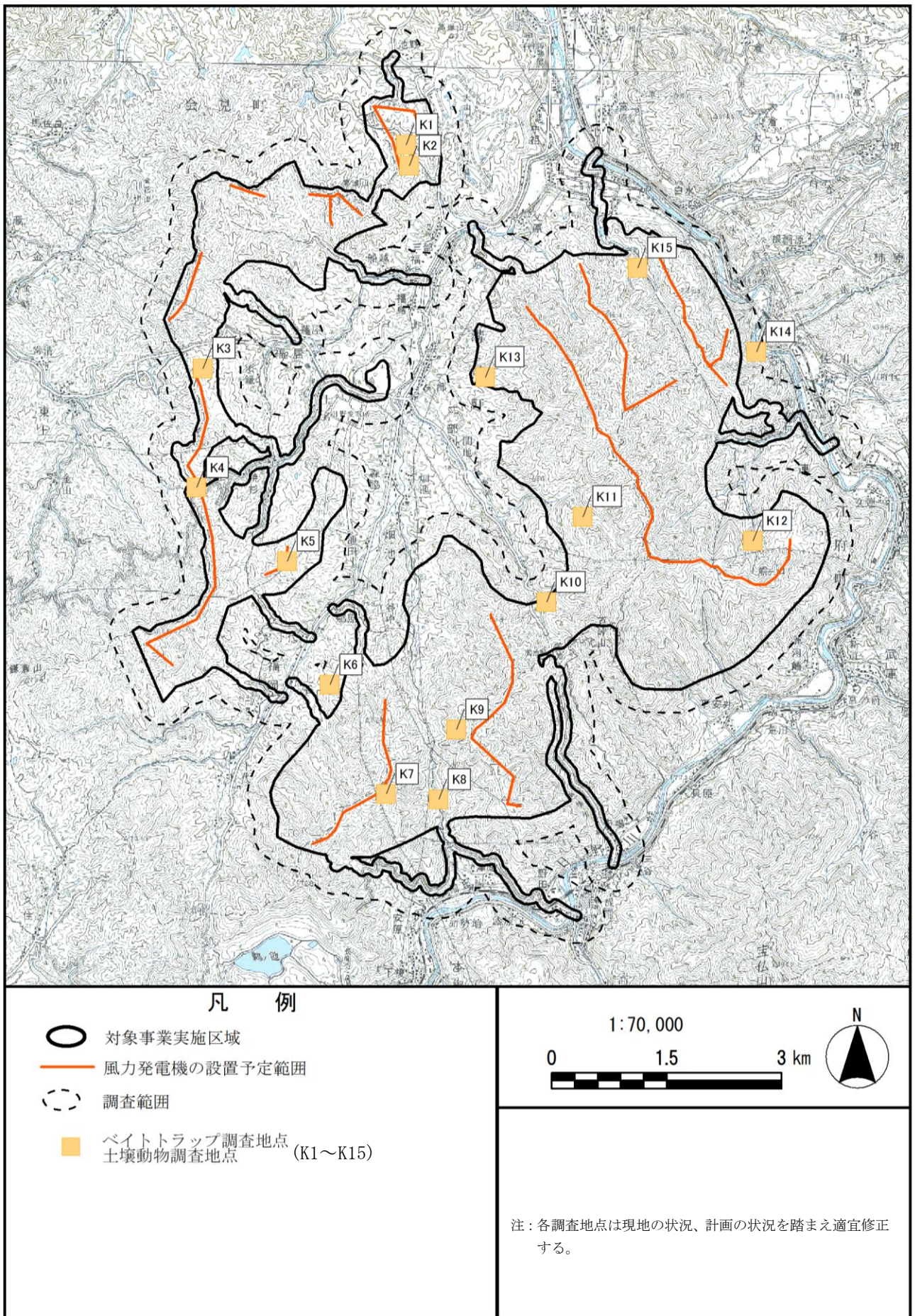


注：調査地点は鳥類の出現状況に応じて適宜設定し、複数選定する。

第 6.2-6 図(1) 生態系の調査位置及び調査範囲 (クマタカ：生息状況調査)



第 6.2-6 図(2) 生態系の調査位置 (クマタカ：餌資源量調査)



第 6.2-6 図(3) 生態系の調査範囲（タヌキ：生息状況及び餌資源量調査）

第 6.2-2 表(46) 調査、予測及び評価の手法（景観）

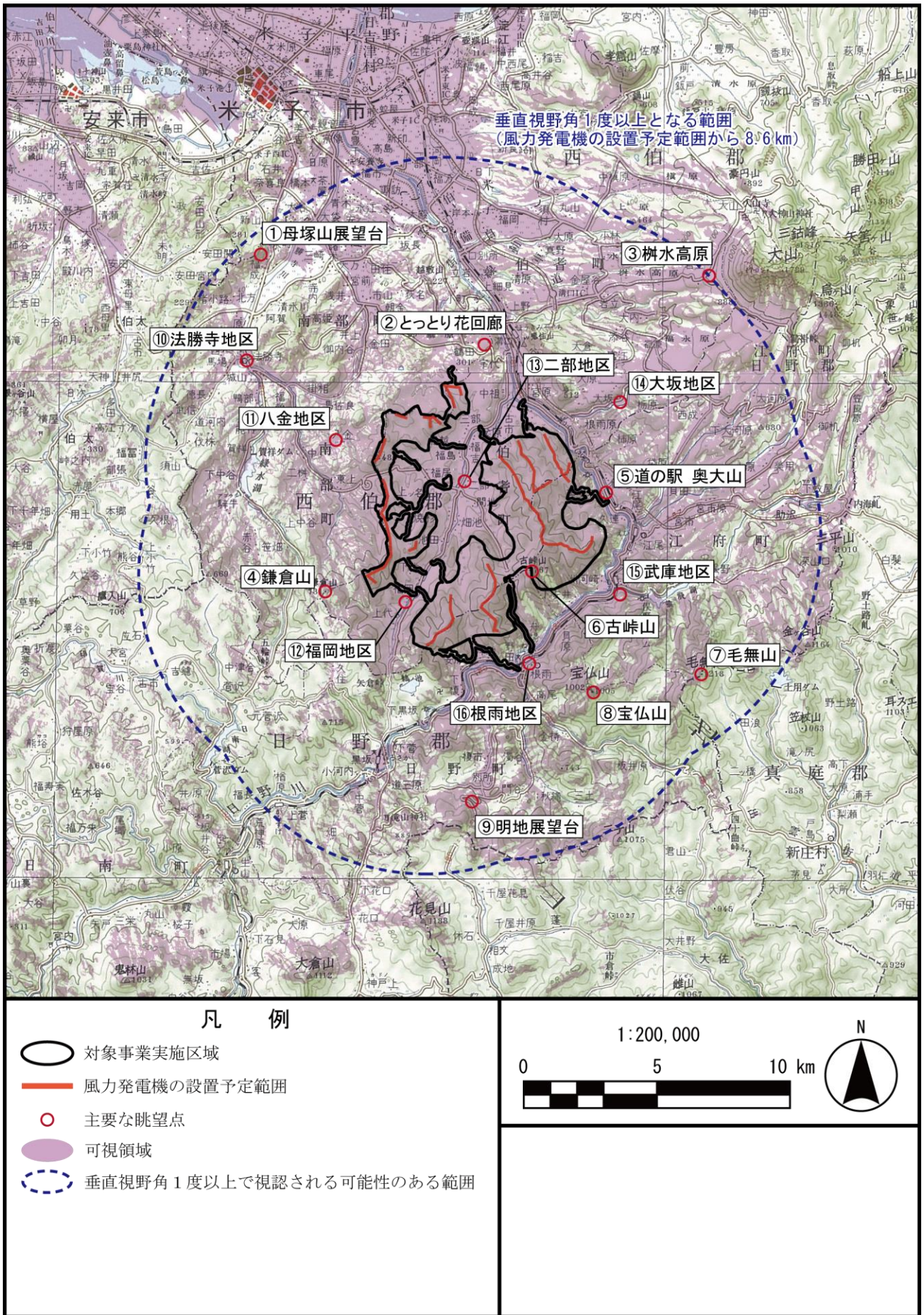
環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形変化及び施設の存在	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 主要な眺望点</p> <p>(2) 景観資源の状況</p> <p>(3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 主要な眺望点</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>自治体のホームページや観光パンフレット等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行うとともに、将来の風力発電施設の可視領域について検討を行う。</p> <p>可視領域の検討については、主要な眺望点の周囲について、メッシュ標高データを用いた数値地形モデルによるコンピュータ解析を行い、風力発電機（地上高さ：150.0m）が視認される可能性のある領域を可視領域として検討する。</p> <p>また、現地踏査、聞き取り調査等により、居住地域などにおいて住民が日常的に眺望する景観などを調査し、文献その他の資料調査を補足する。</p> <p>(2) 景観資源の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>調査地域内に存在する山岳、湖沼等の自然景観資源、歴史的文化財等の人文景観資源の分布状況を、文献等により把握する。</p> <p>(3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「(1)主要な眺望点」及び「(2)景観資源の状況」の調査結果から主要な眺望景観を抽出し、当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>現地踏査による写真撮影及び目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p>	<p>環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。</p> <p>一般的な手法とした。</p>
		3.調査地域	<p>(1) 主要な眺望点</p> <p>将来の風力発電施設の可視領域及び垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>(2) 景観資源の状況</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>(3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>将来の風力発電施設の可視領域及び垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	<p>景観に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。</p>
		4.調査地点	<p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲の地域とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「2.調査の基本的な手法」の「(1)主要な眺望点」及び「(2)景観資源の状況」の調査結果を踏まえ選定した、「第 6.2-7 図 景観の調査位置」に示す主要な眺望点 16 地点とする。</p>	<p>対象事業実施区域周囲における主要な眺望点を対象とした。</p>
		5.調査期間等	<p>【文献その他の資料調査】</p> <p>入手可能な最新の資料とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>風力発電機の視認性が最も高まると考えられる日として、好天日の1日とする。</p>	<p>風力発電機の稼働による景観の状況を把握できる時期及び期間とした。</p>

第 6.2-2 表(47) 調査、予測及び評価の手法（景観）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形変化及び施設の存在	<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>(1) 主要な眺望点及び景観資源の状況 主要な眺望点及び景観資源の位置と対象事業実施区域を重ねることにより影響の有無を予測する。</p> <p>(2) 主要な眺望景観の状況 主要な眺望点から撮影する現況の眺望景観の写真に、将来の風力発電施設の完成予想図を合成するフォトモンタージュ法により、眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測する。 当事業と他事業者の事業との累積的な影響の予測については、他事業者の計画が明らかとなった場合において、必要性を検討した上で実施する。</p>	一般的に景観の予測で用いられている手法とした。 累積的な影響の予測については、他事業者の計画が明らかとなった場合において、実施の有無を判断する。
			<p>7.予測地域</p> <p>「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>	地形変化及び施設の存在による影響が想定される地域とした。
			<p>8.予測地点</p> <p>(1) 主要な眺望点の状況及び主要な眺望景観の状況 「4.調査地点」と同じ、主要な眺望点として選定する16地点とする。</p> <p>(2) 景観資源の状況 自然景観資源として把握した地点とする。</p>	地形変化及び施設の存在による影響が想定される地点とした。
			<p>9.予測対象時期等</p> <p>全ての風力発電施設等が完成した時期とする。</p>	地形変化及び施設の存在による影響を的確に把握できる時期とした。
			<p>10.評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「鳥取県景観計画」(鳥取県、平成26年)に基づく景観形成基準との整合性について検討する。 なお、平成30年4月施行予定である「鳥取県星空保全条例」については、施行後内容を確認し、基準との整合性について検討する。</p>	「環境影響の回避、低減に係る評価」及び「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」とした。

第 6.2-2 表(48) 景観調査地点の設定根拠

番号	調査地点	設定根拠	番号	調査地点	設定根拠
①	母塚山展望台	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内を基本として、不特定かつ多数の者が利用する地点を、主要な眺望点として設定した。	⑩	法勝寺地区	風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、住宅等の存在する地区(生活環境の場)より主要な眺望点として設定した。
②	とっとり花回廊		⑪	八金地区	
③	榊水高原		⑫	福岡地区	
④	鎌倉山		⑬	二部地区	
⑤	道の駅 奥大山		⑭	大坂地区	
⑥	古峠山		⑮	武庫地区	
⑦	毛無山		⑯	根雨地区	
⑧	宝仏山				
⑨	明地展望台				



第 6.2-7 図 景観の調査位置

第 6.2-2 表(49) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	
		1.調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
		2.調査の基本的な手法 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 【文献その他の資料調査】 自治体のホームページや観光パンフレット等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該情報の整理及び解析を行う。 なお、聞き取り調査により、文献その他の資料調査を補足する。 【現地調査】 現地踏査及び聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況やアクセス状況を把握し、結果の整理及び解析を行う。	一般的な手法とした。
		3.調査地域 工事関係車両の主要な走行ルートの周囲の地域とする。	人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
		4.調査地点 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、工事関係車両の主要な走行ルートの周囲の地域とする。 【現地調査】 「2.調査の基本的な手法」の「(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」の調査結果を踏まえ、「第 6.2-8 図 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置」に示す 2 地点（とっとり花回廊、せせらぎ公園）とする。	工事関係車両の主要な走行ルートの周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場を対象とした。
		5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 利用状況を考慮した時期に 1 回実施する。また、景観の現地調査時等にも随時確認することとする。	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況を把握できる時期及び期間とした。
6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする措置を踏まえ、工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートにおける交通量の変化を予測し、利用特性への影響を予測する。	一般的に人と自然との触れ合いの活動の場の予測で用いられている手法とした。		

第 6.2-2 表(50) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	
		7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、工事関係車両の主要な走行ルート周辺の地域とする。	工事関係車両の走行による影響が想定される地域とした。
		8.予測地点 調査結果を踏まえ、「4.調査地点」において現地調査を実施した地点のうち、工事関係車両の走行による影響が想定される地点とする。	工事関係車両の走行による影響が想定される地点とした。
		9.予測対象時期等 工事計画に基づき、工事関係車両の交通量が最大となる時期とする。	工事関係車両の走行による影響を的確に予測できる時期とした。
		10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 主要な人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。

第 6.2-2 表(51) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

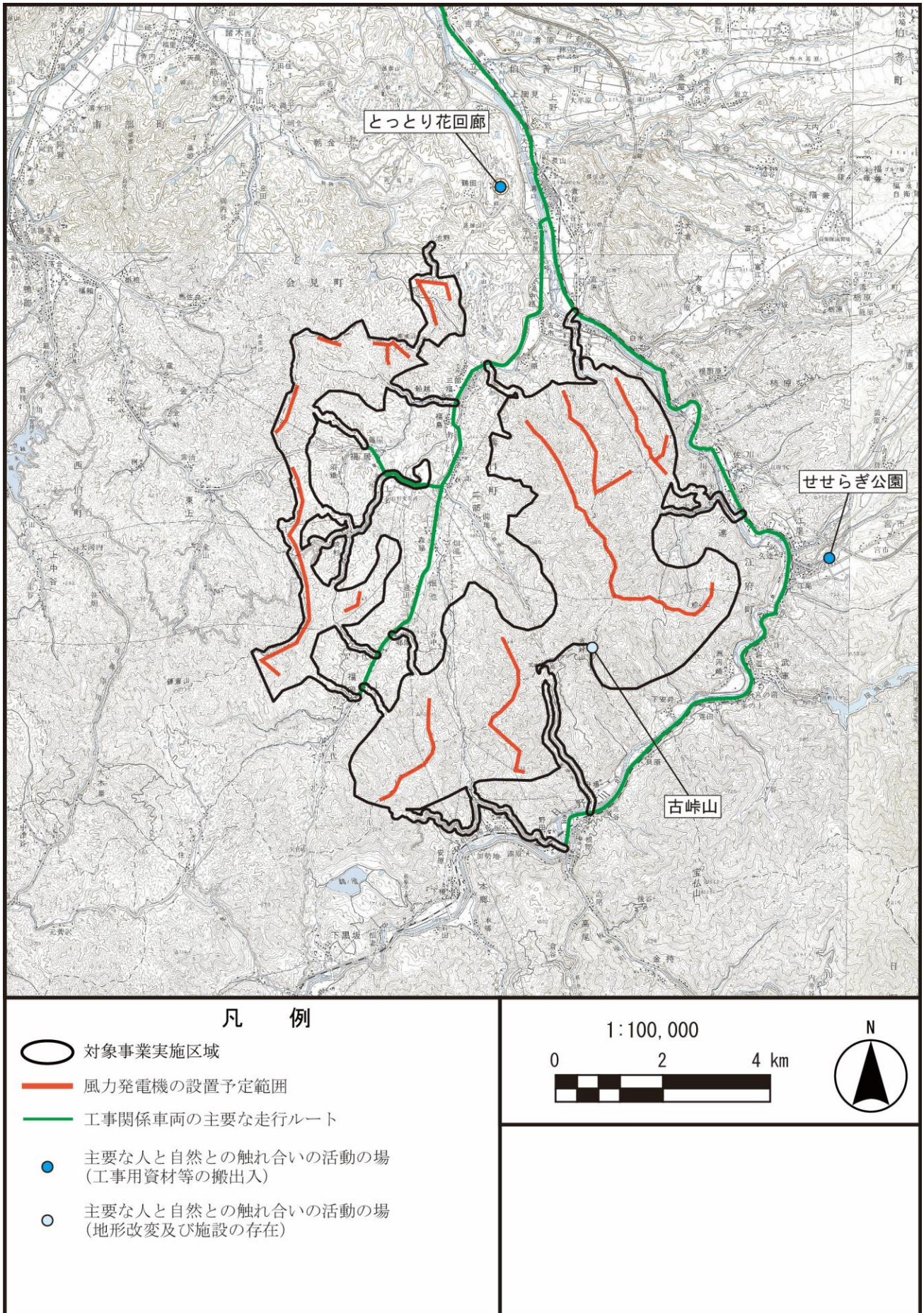
環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形変化及び施設の存在	1.調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	環境の現況として把握すべき項目及び予測に用いる項目を選定した。
			2.調査の基本的な手法 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 【文献その他の資料調査】 自治体のホームページや観光パンフレット等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該情報の整理及び解析を行う。 なお、聞き取り調査により、文献その他の資料調査を補足する。 【現地調査】 現地踏査及び聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況やアクセス状況を把握し、結果の整理及び解析を行う。	一般的な手法とした。
			3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲の地域とする。	人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれのある地域とした。
			4.調査地点 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲の地域とする。 【現地調査】 「2.調査の基本的な手法」の「(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」の調査結果を踏まえ、「第 6.2-8 図 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置」に示す 1 地点（古峠山）とする。	対象事業実施区域周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場を対象とした。
			5.調査期間等 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 利用状況を考慮した時期に 1 回実施する。また、景観の現地調査時等にも随時確認することとする。	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況を把握できる時期及び期間とした。
			6.予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする措置を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布及び利用環境の改変の程度を把握した上で、利用特性への影響を予測する。	一般的に人と自然との触れ合いの活動の場の予測で用いられている手法とした。

第 6.2-2 表(52) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	7.予測地域 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲の地域とする。	地形変化及び施設 の存在による影響 が想定される地域 とした。
		8.予測地点 調査結果を踏まえ、「4.調査地点」において現地調査を実施した地点のうち、地形変化及び施設 の存在による影響が想定される地点とする。	地形変化及び施設 の存在による影響 が想定される地点 とした。
		9.予測対象時期等 全ての風力発電施設等が完成した時期とする。	地形変化及び施設 の存在による影響 を的確に予測でき る時期とした。
		10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 主要な人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価」とした。

第 6.2-2 表(53) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場調査地点の設定根拠

調査地点	設定根拠
とっとり花回廊	工事関係車両の主要な走行ルート の周囲に位置していること、不特定かつ多数の者が利用する主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している可能性があることから設定した。
せせらぎ公園	工事関係車両の主要な走行ルート の周囲に位置していること、不特定かつ多数の者が利用する主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している可能性があることから設定した。
古峠山	対象事業実施区域の周囲に位置していること、不特定かつ多数の者が利用する主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している可能性があることから設定した。



第 6.2-8 図 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置

第 6.2-2 表 (54) 調査、予測及び評価の手法（廃棄物等）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
廃棄物等	産業廃棄物及び残土	造成等の施工による一時的な影響	1.予測の基本的な手法 環境保全措置を踏まえ、工事計画の整理により産業廃棄物及び残土の発生量を予測する。	一般的に廃棄物等の予測で用いられている手法とした。
			2.予測地域 対象事業実施区域とする。	造成等の施工による一時的な影響が想定される地域とした。
			3.予測対象時期等 工事期間中とする。	造成等の施工による一時的な影響を的確に把握できる時期とした。
			4.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 産業廃棄物及び残土の発生量が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。	「環境影響の回避、低減に係る評価とした。